

科学図書館ブックレット

上
世
年
紀
考

那
珂
通
世



科学図書館

上世年紀考

那珂通世

目次

第一章。古史年紀ノ延長。	三
一。序論。	三
二。古事記ノ列聖ノ長寿。	五
三。日本紀ノ文飾多キ事。	八
四。日本紀ノ列聖ノ長寿。	一四
五。日本紀ノ年紀ニ差謬多キコト。	一七
六。日本紀ノ年紀ニ依レバ、長寿ノ人多キ事。	二三
第二章。曆法ノ始マリ。	二六
第三章。辛酉革命ノ事。	三三
第四章。神功応神ノ二御代ノ考。	三九
第五章。国史ト韓史ト紀年ノ比較。	五五
第六章。古事記ノ崩年干支。	七〇

第一章。古史年紀ノ延長。

一。序論。

皇國ノ古史ト朝鮮國ノ古史トヲ比較シテ、其ノ記事ノ異同ヲ稽フルニ、雄略天皇以後ノ記事ニハ、甚シキ抵牾ノ事アラザレドモ、允恭天皇以前ニハ、キハダチテ抵牾甚シク、全ク符合スル者ハ、一事モ見エズ、偶事實ノ符合スル所アレバ其ノ年代ハ、必違ヘリ。凡テ歴史ハ、時代ノ古キニ随ヒテ、精確ノ記事少キ者ナリトハ云ヘドモ、サバカリ抵牾ノ甚シキハ、兩國古史ノ精確ヲ闕ケルガ故ノミニハアラス、他一ツノ原因アリ。ソハ、日本紀ノ允恭天皇以前ノ年紀ノ正シカラザルコトナリ。故ニ上古ノ兩國交渉ノ事ヲ考究セントスルニハ、先ヅ此ノ年紀ノ事ヲ論ジテ、紀事ノ抵牾ヲ致セル根本ヲ正サズル可カラズ。

日本紀ノ年紀ノ泥ムベカラザルコトハ、本居ノ宣長ノ大人ヲ初トシテ、先輩モ、之ヲ論ジタル人ナキニハ非ザレドモ、一般ノ學者ハ、勅撰ノ正史ナルガ故ニ、顧慮スル所アリテ、心ニハ疑ヲ懷ケドモ、大抵ニ看過シタルガ如シ。史學ハ、単ニ皇朝ノ古書ニ拠リテ、其ノ異同ヲ採会スルノミニシテ止ムベキ者ナラバ、年紀ノ正否ヲ論外ニ置キテモ、格別ノ差支ヲ生ゼザレドモ、各國ノ史志ヲ比較シテ、人

類ノ發達ヲ考究シ、殊ニ隣邦ニ關係セル事實ヲ詳カニシテ、彼此相及ボセル影響ヲ明カニセントスルニハ、精確ナル年紀ヲ得ンコト、甚要用ナリ。サレバ正史ニ記セル事ナリトモ、疑ハシキ所アラバ、飽クマデモ精査シテ、古史ノ事實ヲ確ムルハ、史學ヲ講ズル者ノ務ムベキコトナリ。

且皇朝ノ古史ハ、我が祖宗ノ盛徳大業ヲ記述セル者ニシテ、支那人ノ伏羲神農ヲ説キ、朝鮮人ノ檀君ヲ談ズル類ト同視スベキニハ非ザルヲ、世人ハ、往々古代ハ邈タリト云ヒテ、敢テ之ヲ重ンゼザル者アルハ、蓋其ノ記述ノ中ニハ、乖謬悖理ノ事ノ打チ雜レルニ由リテナリ。故ニ今正史ナリトテ、徒ニ之ヲ墨守シ、乖謬悖理ノ事マデモ固執セントスル時ハ、遂ニハ人ヲシテ古史全躰ノ真偽マデモ疑ハシムルニ至ルベシ。コレ、余ガ最モ悲歎ニ堪ヘザル所ナリ。

凡テ史書ノ誤謬ヲ指摘スルハ、之ヲ破壞センガ為ニ非ズ、其ノ誤謬ヲ訂シテ、正実ニ歸セシメンガ為ナリ。昔宋ノ歐陽修宋祁ノ二大儒、仁宗ノ勅ヲ奉ジテ、新唐書ヲ撰修セシニ、吳縝ト云ヘル人、其ノ誤謬ヲ指摘シテ、新唐書糾謬ト名ヅケタリ。吳元美其ノ序ヲ作リテ「唐人稱杜征南顏秘書、為左丘明班孟堅忠臣、今觀其推広三明二子、信有レ功矣至班左語意乖戾處、往々曲為レ說以附二會一之安在二其為レ忠也、今吳君於二歐宋大手筆一、乃能糾レ謬纂レ誤力裨二前闕一、殆晏子所レ謂獻レ可替レ否、和而不同者此其忠何如哉然則唐人之論レ忠也陋矣」ト云ヘリ。誠ニ卓識ノ言ト謂フベシ。サレバ本居ノ大人ノ誠忠ナルスラ、日本紀ノ短所ヲ攻駁スルニハ、毫モ仮借スル所ナカリキ。今勅撰ノ正史ナリトテ、

其ノ糺謬ノ処マデモ曲庇シテ、之ニ阿附セントスル時ハ、コレ、正史ノ佞臣ニシテ、カシコケレドモ日本紀ヲ監修シ給ヘル崇道盡敬皇帝ノ御心ニモ違フナルベシ。

二。古事記ノ列聖ノ長寿。

日本紀ノ年紀ヲ論ズル前ニ、古事記ニ就キテ言フベキコトアリ。古事記ハ、天武天皇、諸家ノ持テル帝紀本辞ノ、正実ヲ失ヒテ、虚偽ヲ加ヘタルコトヲ憂ヒ給ヒテ、偽ヲ削リ実ヲ定メテ、後葉ニ伝ヘント思ホシ立シ舎人、稗田ノ阿礼ニ勅語シテ、先代ノ旧辞ヲ誦ミ習ハシメ給ヒシカドモ、其ノ事未ダ行ハレズシテ、崩ジ給ヒシカバ、元明天皇、其ノ大御心ヲ紹ギ給ヒ、太ノ朝臣安麻呂ニ詔シテ、阿礼ガ誦メル旧辞ヲ撰録セシメ給ヘル書ニテ、文辞ヲモ飾ラズ、専ラ古語ヲ宗トシテ、古ノ伝ヘヲ失ハジト勤メラレタルコト、此ノ書ノ序ニ見ユ。カクテ其ノ躰裁ハ、漢史ノ本紀編年等ノ書トモ異ナレバ、事ヲ叙スルニ、年月ナドヲ掲ぐるコトナク、天皇タチノ天ノ下治シメシ、年数ナドモ、太祖以来三十代ノ中、唯顕宗天皇捌歳、武烈天皇捌歳、敏達天皇壹拾肆歳、用明天皇參歳、崇峻天皇肆歳、推古天皇參拾漆歳ノ六代アルノミニシテ、其ノ他ノ二十七代ハ、皆闕ケタリ。又タ其ノ原注ニ列聖崩御ノ年ヲ干支モテ記シタル所アリ。コレモ、十五代ノミニシテ、十八代ハ闕ケタリ。列聖ノ崩年ト在位年数トハ、年代ヲ推スニ甚肝要ナル物ナルニ、カク闕漏ノ多キハ、書契以前ノ事ハ、當時ノ伝説又ハ記

録ニモ、既ニ其ノ伝ヘヲ失ヘル所アリシ故ナリ。

抑上代ニ文字ナカリシコトハ、本居氏ノ古事記伝ノ總論ニ、「大御国に、もと文字なかりしかば、今神代ノ文字などいふ物あるは後世人ノ偽作にていふにたらず。上代ノ古事フルコトども、何も、直タビに人の口に言ヒ伝へ、耳キに聞伝はり来ぬ」ト云ヘル如クニテ、齋部ノ広成ノ宿禰方古語拾遺ノ序ニハ、「蓋聞上古之世、未レ有文字、貴賤老幼、口々相伝、前言往行、存而不忘」ト云ヒ、三善ノ清行ノ朝臣ノ革命勘文ニハ、「上古之事、皆出ニ口伝、故代々之事、応レ有遺漏」ト云ヘリ。存而不忘ト応レ有遺漏トハ、反対ナルガ如クナレドモ、各其ノ一端ヲ云ヘルニテ、皆実ヲ得タル言ナリ。イカニト云フニ、祖宗ノ盛徳大業ハ、更ニモ云ハズ、名族華胄ノ世系勲功、又ハ種々ノ奇事珍談ナドハ人々語り継ギ言ヒ継ギテ、忘レズニ伝ヘタルベケレドモ、年月又ハ数目ニ関スル者ハ、記誦スルニ最モ難ケレバ、其ノ伝ヘヲ失ヘル者、必多カリケン。古事記ノ在位年数ト崩年干支トハ、唯其ノ伝ヘアル者ノミヲ挙ゲテ、伝ヘナキ者ハ、悉ク闕キテ、敢テ記載ノ整備ヲ求メザルハ、古伝ヲ質直ニ保存シタル所ニシテ、此ノ書ノ尊重スベキ所以ナリ。

然ルニ此ノ書ニ、列聖ノ御年ヲイトモ委シク記サレタルハ、疑フベシ。綏靖天皇ヨリ開化天皇マデ八代ノ間ハ、宮所ノ名ト御世系トノ外ハ、一事モ後世ニ伝ハラザルニ、彼ノ記誦シ難キ聖寿ノ年数ノミ、口碑ニ存シテ忘レザル理アラシヤ。

又清寧天皇以後ハ、顕宗天皇繼體天皇ノ御年ノ見エタルノミニシテ、其ノ外十代ノ天皇ノ御年ハ、

皆關ケタルニ、雄略天皇以前二十一代ハ、盡ク備ハレリ。此ノ書ハ、上代ノ伝ヘヲ記スコトヲ主トシテ、仁賢天皇以後ハ、凡テノ記事簡畧ナレバ、御年モ、サル理由ニテ、近キ御世ハ畧ケルニヤトモ、思ハルレドモ、サニアラズ。后妃皇子皇女タチノ御名モ、委シク挙ゲ、又在位年数ト崩御ノ年月日トハ、近キ御世ホド詳カナルヲ見ルニ、御年モ、実ニ伝ヘノアリタランニハ、殊サラニ畧カル、コトナカリケン。然ラバ御年ノ闕ケタルハ、既ニ其ノ伝ヘヲ失ヒ、又ハ伝ヘノ確カナラザリシナリ。近キ御世スラ、御年ノ確カナラザルニ、遠キ御世ノ御年ノ盡ク伝ハリケンコトハ、信ズベカラズ。

又安康天皇ハ、御年伍拾陸歳トアリテ、其ノ御弟雄略天皇ハ、御年壹佰式拾肆歳トアリ。雄略天皇ハ、日本紀ニ在位三十二年トアルニ拠レバ、安康天皇崩御ノ時ニハ、既ニ九十二歳ニナリ給ヒテ、御兄ヨリ長ズルコト三十六歳ナルベシ。

且上寿一百ハ、人世ノ甚稀ナル事ナルニ、列聖ノ享寿百歳ニ過ギ給ヘル者甚多ク、神武天皇ハ、壹佰參拾漆歳、孝安天皇ハ、壹佰式拾參歳、孝靈天皇ハ、壹佰陸歳、崇神天皇ハ、壹佰陸拾捌歳、垂仁天皇ハ、壹佰伍拾參歳、景行天皇ハ、壹佰參拾漆歳、応神天皇ハ、壹佰參拾歳、雄略天皇ハ、壹佰式拾肆歳トアリ。古事記ハ、古伝ヲ有ノ儘ニ記シタル書ニシテ、記者ノ、私意ヲ加ヘタル所アリトハ見エザレバ、聖寿ノ年数ノ如キハ、語り継ギ言ヒ継ギ来ツル人々ノ、古ヲ尚ぶ心ヨリ、イツトナク次第ニ其ノ数ヲ増加シタルヲ、記者ハ、其ノ儘ニ記シタル者ナルベシ。

三。日本紀ノ文飾多キ事。

日本紀ノ、文飾二過ギテ、虚偽多キコトハ、本居氏ノ神代紀髻華ノ山蔭ニ、「書紀は、いにしへぶみのあるが中に、もともたふとくめでたく、やむごとなき御典ミフミになむあるを、さるにとりては、古学ヘレのためにはしも、あかぬこと、はたおぼろげならずなむ有ける。しかいふ故は、まづふることするす史フミは、おほかた古ヘのつたへを失はずあやまたずして、後の世に伝へむためなり。さればその史ども、ふるきは、上つ代の事をしるせるやう、たゞそのありかこのまゝにして、かざりそへたることなく、文コトバのあや、はたおのづからにそなはりて、いとめでたくなむあめりしを、此書紀のつくりやうは、さる古伝書にはよりながら、当時ソノカミの世ノ中の好みにかなへて、ことごとく漢カぶみふりに改めて、詞にその方のかざりの多かるのみならず、事にさへ意にさへ、そのかざりをくはへなど、すべてよろづをいかでからめきたらむとつとめられたるほどに、なべての詞ハの、古ヘにあらざることとは、さらにもいはず、文の改めざまによりては、その事も意も、おのづからいにしへの伝ヘのおもむきとはたがへることもあり、あるは、いかなるよしとも聞えがたくなりぬるふしさへ、をりくまじりなどして、大かた上つ世のころは、うづもれはて、世にしる人なくなむなれりける」ト云ヒテ、神代紀ナル潤色カザリノ漢本漢意ノ砂カヒチリコヲ、ホリワケカキワケ書キ出シ、又古事記伝ノ總論ニモ、「此記あるうへに、更に書紀を撰ズばしめ給へるは、そのかみ公オホヤケにも漢学問を盛に好ませ給ふをりからなりしかば、此記の、

あまりたゞありに飾なくて、彼の漢カの国史どもにくらぶれば、見だてなく浅々アサカと聞ゆるを不足おもほして、更に広く事どもを考え加へ、年紀を立などし、はた漢めかしき語どもかざり添ソフなどもして、漢文章カラムツケヤをなして、かしこのに似たる国史を立タテむためにぞ撰ばしめ賜へりけむ」トテ、其ノ由ヲ委曲ニ論ゼラリタリ。

然ルニ飯田武郷氏ノ日本書紀通釈ノ總論ニハ、本居氏ガ、此ノ紀ノ文ヲ撰者ノ作り給ヘルモノト思ヘルヲ非事ナリトシ、「撰者ノ心にも、あまりに漢風カに過たる潤色どもは、厭はせ給ひて、除去たくは思ほしめせる物から、それ又止事なく、皆から得避ヨク給ふまじき事どもありて、為使なくさておき給ひしなりけり。まづ其潤色文華の困て起れる根原を探ぬるに、孝徳天智の両御代、甚く漢風を好ませ給ひて、神道を軽んじ、文人どもを寵し給ひければ、さる上の好に合へて、其御代の学士等、各競ひ進みて、帝紀国紀、諸家ノの記録、氏文に至るまで、文華のさかしらを書加へ、世を欺き人を誣たる事ども、甚多く出来にけむ。しか両朝と申すうちにも、殊にすぐれたる漢風の御所為は、全く天智天皇の大御心にまし坐り云々。かれ天武天皇の、其をいたく歎かせ玉ひしは、信に尊く諾なる大御意にぞ坐ましける。さるは、古事記ノの序に「天皇詔之、朕聞諸家之所レ費、帝紀及本辞、既違ニ正実、多加ニ虚偽、当今之時、不レ改ニ其失、未レ経ニ幾年、其旨欲レ滅、斯乃邦家之経緯、王化之鴻基焉、故惟撰ニ録帝紀、討ニ覈旧辞、削レ偽定レ実、欲レ流ニ後葉」とあり。これ、かの両御代の間の漢風

を甚く歎かせ給へる大御詔なれば、親王の、此紀を撰び給ふも、御父天皇の大御心を御心と為給ひし事は、推量奉りても知らるゝなり。しかはあれども、当時の代には、朝廷の御本を始め、諸家の記録等にも、先代以来文人士の文飾のさかしら、入交りて、其を厭ふがあまり、皆がら避むとする時は、事実も、共に失はれゆく故に、止事を得ず、さながらおき給ひしもあるべし。もとより御父天皇の深く所思看す御旨もありしなれば、よしや此親王、漢意におはすとも、此御撰におきて、さるさかしら事を加へ給ふべきにあらずかし」ト云ヒテ、紀ノ撰述ヲ、唯旧記ヲ纂録セルガ如ク言ヒナシ、其ノサカシラ事ノ根原ヲバ、オフケナクモ天智天皇ニ負ハセ奉レリ。此ノ論ハ、橘ノ守部氏ノ稜威ノ道別ノ總論ニ、イトモ巧ニ詳カニ述ベラレタルニ本ヅキタル者ナレバ、彼ノ書ヲ引クベキモノナレドモ、其ノ長文ヲ厭ヒテ、今ハ飯田氏ノ論ヲ節録セリ。

諸家ノ旧記ニ、虚偽ノ加ハリタリケン事ハ、サル事ナガラ、紀ノ撰者ガ、彼ノ削レ偽定レ実ト宣ヘル詔旨ニ遵ヒ奉リタランニハ、旧記ノサカシラ事ヲ其ノ儘ニ纂録シ給フベキ筈ナカラン。本居氏ノ指摘シタル如キ漢風ノ虚飾ハ總ベテ旧記ノ文ナリト云フトモ、程ヨク刪正ヲ加ヘナバ、ナドカ事実ノ失ハル、コトアルベキ。橘氏ノ云ヘル「雄略天皇を桀王に奉_リ比_シ、武烈天皇を紂王に奉_リ准_ヘ」タル記事ノ如キハ、皆ガラ避ケテ事実ヲ失フトモ、惜カルマジ。又雄略紀二十三年ノ遺詔ハ全ク隋書高祖紀仁寿三年ノ詔ト同四年ノ遺詔トノ文ヲ取り、三百十四字ノ中、唯五十五字ノミハ、原文ト稍変リ、欽明紀

二十三年ノ詔ハ、梁書王僧辨伝ナル盟誓ノ文ヲ取りテ、其ノ異ナル所ハ、唯侯景ヲ新羅ト改メ、高祖武帝ヲ息長足姫ノ尊ト改メ、梁朝ノ禍変ヲ任那ノ事ニ書キ易ヘタルナド、聊バカリナリ。カ、ル類ハ、紀中甚多シ。カクテモ猶紀ノ撰者ハ、漢文ノ潤色ヲ嫌ヒ給ヘリト謂ハルベキカ。若又總裁シ給ヘル崇道盡敬皇帝ハ、橘氏ノ云ヘル如ク、真ニ漢意ノヲハサゞル皇子ニマシマストモ、其時專ラ筆ヲ執レル太ノ安麻呂朝臣等ハ、漢癖アル人ニゾアリケン。安麻呂ノ古事記ハ、稗田ノ阿礼ガ誦習ヘル旧辞ヲ撰録シタルナレバ、漢メキタル事ハ更ニ雜ラザレドモ、其ノ序文ヲ見レバ、漢文ノ潤色ニハ頗ル巧ナル人ナリ。

橘氏ハ、天智天皇ノ漢風ヲ好ミマセル事ヲ謗リ奉リテ、天武天皇ハ、其ヲ歎カセ給ヘリトテ、ヒタスラ称讚シ奉レドモ、当時風ノ好尚ハ、上下一般ノ流風ニテ謂ハユル氣運トモ云フベキ有様ナレバ、彼ノサカシラ事ノ根原ヲ直ニ天智天皇ニ負セ奉ルハ、誠ニ畏コク負氣ナキ誣言ナリ。又天武天皇ノ漢風ヲ好ミマセル事ノ、天智天皇ニモ劣リ給ハザリシコトハ、天武紀ニ昭々タレバ、彼ノ削レ偽定レ実ト宣ヘル詔旨ハ、諸家ノ旧記ニ見ユル事実ノ錯誤ヲ正サント思ホシ立シ、マデニテ、前朝ノ漢風ヲ改メンナドノ叡慮マシ、シニハ非ズ。此ノ御世ノ十年ニ、川島ノ皇子等十二人ニ詔シテ、帝紀及上古ノ諸事ヲ記シ定シメ給ヒシ事アリ。此ノ時ノ帝紀ハ、世ニ伝ラネバ、功成ラザリシガ如クナレドモ、今ノ日本紀ハ此ノ書ヲ本トシテ修メラレタルコト、河村秀根ノ書紀集解ノ總論ニ論ジ明シタル

如クニテ、記伝ノ總論ニモ、此ノ帝紀ヲ古事記ニ比較シテ「此レ(古事記)と彼レ(此ノ帝紀)とは、其趣別オモムキトなること、聞えたり。その別コトなるけぢめは、彼ノ撰は、潤色カザリを加へて漢カラの国史ニに似するを旨ムネとし、此レは、古ヘの正実マコトのさまを伝へむがためなるべし」ト云へり。サレバ古事記モ日本紀モ、同ジク天武天皇ノ御志ヲ承ケテ、同ジク安麻呂ノ朝臣ノ手ニ成リタレドモ、一ハ、削レ偽定レ実ノ詔旨ニ本ツキテ、質直ヲ主トシ、一ハ、漢風ヲ好ミマセル大御心ニ從ヒテ、文飾ヲ主トシタルニテ、其ノ文飾ノ過ギタル所ハ、自オラ虚偽ニモ陥リテ、古事記ノ主旨トハ背馳スルニ至リタルナリ。

橘氏ハ、本居氏ノ説ヲ破ランガ為ニ、努メテ紀ヲ辯護シタレドモ、紀ノ潤色多キコトハ、誠ニ本居氏ノ云ヘル如クナレバ、コノ潤色ハ、旧記ノ遺文ナリトモ、又ハ撰者ノ作ナリトモ、又ハ後人改修ノ辞ナリトモ、紀ニ改修ノ有リケン事ハ、伴信友氏ノ考証アリ。其ハ、孰レニモアレ、潤色ノ為ニ実ヲ失ヘル所ハ、ヨク心ヲ附ケテ見ワクベキ事ナリ。然ハアレドモ、此ノ書ハ、古伝旧記ヲ搜リ集メテ、記事ノ詳密ナルコトハ、古事記ノ及ぶベキ所ニ非ザレバ、正史ノ冠冕トシテ戴キ尊ブベキハ、勿論ノ事ニシテ虚偽ノ雜レルガ為ニ輕侮スベキニ非ズ。

此ノ書ノ文飾ノ最著シキハ、年紀ヲ立テ、月日ヲサヘ委シク掲ゲタルコトナリ。コハ、支那ノ本紀実録ナド云ヘル史書ノ躰裁ニ模擬センガ為ニ設ケラレタル者ニテ、書契以前ノ伝説ヲ輯録シタル古史ニハ似合シカラザル書様ナリ。書名ヲ日本紀ト題シタルモ、漢ノ荀悦ガ漢紀、晋ノ袁宏ガ後漢紀

ナド云ヘル編年史ノ名ニ依レルナルベシ。本居氏ノ真曆考ニ、上代ハ月次モ日次モ無カリシ由ヲ詳カニ論ジテ、「然るを書紀には、神武の御巻に、是歳也太歳甲寅、冬十月丁巳朔辛酉云々、辛酉春正月庚辰朔、天皇即_ニ帝位於_ニ橿原宮_ノニなどあるをはじめて、すべて、上代の事にも、皆年月をしるし、又甲子にうつして、日次までをしるされたるは、いとも心得がたし。そもくこれみな後の世よりさかさまに推_{カフ}へて、長曆というものをもて定めたりと、世の人は、事もなげに思ふめれど、まづ御代くの年の数も、伝_{ツタ}へくのかはり有てさだかならねば、某年_{ソノトシ}といへるすら、うたがはし。されど年は、しばらく一つの伝_{ツタ}へにつきても定めつべし。次に某月_{ソノツキ}といへる事、上つ代には、月次_{ツキナミ}も月の名もなかりしかば、いかなれども、もとは、たとえば春のはじめといひつたへしを、月次_{イデキ}出来て後に、正月_{ムツキ}とはいひ伝_{ツタ}へたりとせば、これも、さもあらむを、某日_{ソノヒ}と日をしもさゝれたるぞ、いかにも解_{トク}べきよしなかりける。日次のさだまりなかりけむ世の事を某日_{ソノヒ}といひ伝_{ツタ}ふべき由_{ヨシ}あらめやは」ト云ヒ、記_{二十六}伝_{ノ四丁}ニ「吉備ノ臣の祖御友別は、此ノ（孝靈天皇ノ皇子ナル）若建日子ノ命の孫にして、応神の廿二年に見ゆ。孝靈の御世ノ末より五百年餘なるに、其ノ御曾孫_{ナガラヘ}の存在たることいかゞ。されば書紀の年紀は、左右_{カニカク}に疑はし、」又_{同卷ノ十}三丁ニモ、「凡て書紀の年紀、甚_{イタ}く違へる事ども、彼此_{レレ}ありて、既に倭建ノ命の御年にも、前後違ひあれば、あながちには拘_{カ、ハ}るべからず」ナド云ヒ、其ノ外書紀ノ年紀ノ誤リ多クシテ憑_ツ拠_ツシ難キヲ言ヘルコトハ、記伝ノ中所々ニ散見セリ。

四。日本紀ノ列聖ノ長寿。

照センニ。

日本紀ニ記シタル列聖ノ御年ノ長キコトハ、古事記ニモ過ギタル所多シ。今記紀ニ書ノ寿数ヲ対

天皇	古事記ノ御年	日本紀ノ御年	立太子ノ時ノ御年 ニ抛リテ算スレバ	在位年数
神武天皇	壹佰參拾漆歳	一百二十七歳		七十六年
綏靖天皇	肆拾伍歳	八十四歳		三十三年
安寧天皇	肆拾玖歳	五十七歳		三十八年
懿德天皇	肆拾五歳	關	七十七歳	三十四年
孝昭天皇	玖拾參歳	關	百十四歳	八十三年
孝安天皇	壹佰貳拾參歳	關	百三十七歳	一百二年
孝靈天皇	壹佰陸歳	關	百二十八歳	七十六年
孝元天皇	五拾漆歳	關	百十六歳	五十七年
開化天皇	陸拾參歳	關	百十五歳	六十年
崇神天皇	壹佰陸拾捌歳	百二十歳	百十九歳	六十八年
垂仁天皇	壹佰五拾參歳	百四十歳	百三十九歳	九十九年

紀注

景行天皇	壹佰參拾漆歲	一百六歲	百四十三歲	六十年
成務天皇	玖拾伍歲	一百七歲	九十八歲	六十一年
仲哀天皇	五拾貳歲	五十二歲 <small>記注</small>	五十三歲	九年
応神天皇	壹佰參拾歲	一百一十歲	百一十一歲 <small>御生年ヨリ算ス</small>	四十一年
仁德天皇	捌拾參歲	關		八十七年
履中天皇	陸拾肆歲	七十歲 <small>記注</small>	七十七歲	六年
反正天皇	陸拾歲	關		六年
允恭天皇	漆拾捌歲	關		四十二年

此ノ表ヲ見レバ、太祖以下十七代ノ中、紀ノ寿数、記ヨリ多キ者十帝ニシテ、記紀同ジキハ、仲哀天皇ノミナリ。神武崇神垂仁応神四帝ノ御年ハ、記ヨリ短ケレドモ、猶皆百歲以上ナリ。景行天皇ノ御年ハ、崩年ニ抛レバ、記ヨリ短ケレドモ、立太子ノ時ノ御年ニ抛リテ算入レバ、記ヨリ長シ。仁德天皇ハ、紀ニハ御年關ケタレドモ、在位ノ年数ノミニシテモ、記ノ御年ヨリ長シ。此ノ外神功皇后ハ、記ニハ其寿ヲ載セザルニ、紀ニハ一百歲トアリ。

紀ノ寿数ノ斯ノ如ク異常ナルハ、盖列聖在位ノ年数ヲ延長シタルニ因リテ生ジタル結果ナリ。右ノ表ニ抛レバ、仁德天皇以上十六代ノ中、在位六十年以上ニ至リ給ヘル者十帝アリテ、其ノ最モ著シ

キ者ヲ挙ぐレバ、孝安天皇ハ、百年ヲ踰エ給ヒ、垂仁天皇ハ、殆ント百年ニ至リ給ヘリ。又応神天皇ハ、在位四十一年ナレドモ、母后ノ摂政六十九年ヲ合スレバ、百十年ナリ。又孝元天皇ハ、記ノ寿数ヲ以テ、直ニ在位年数トシ、崇神天皇ハ、記ノ寿数ヨリ一百ヲ除キテ、在位年数トシタルガ如シ。孝昭天皇開化天皇ノ在位年数モ、記ノ寿数ト相似タリ。仁徳天皇ノ在位年数ノ如キハ、記ノ寿数ニ頓著セズシテ延長シタリト見ユ。

又応神以前諸帝ノ、御年ト在位ノ年数トヲ比較シテ、其御降誕ノ年ヲ算スルニ、大抵父皇御年六七歳ノ後ニ在リ。神武天皇ハ、八十歳ニテ綏靖天皇ヲ生ミ給ヒ、綏靖天皇ハ六十六歳ニテ安寧天皇ヲ生ミ給ヒ、孝昭天皇ハ、八十歳ニテ弘安天皇ヲ生ミ給ヒ、弘安天皇ハ、八十六歳ニテ孝靈天皇ヲ生ミ給ヒ、孝靈天皇ハ、七十歳ニテ始メテ孝元天皇ヲ生ミ給ヒ、其ノ後三男二女記ニヨレバ、四男三女ヲ生ミ給ヒ、孝元天皇ハ、開化天皇ノ崩年ニ 抛リテ算スレバ、六十二歳若クハ、開化天皇ノ太子ニ立テ給ヒシ時ノ御年ニ抛リテ算スレバ、六十六歳ニテ開化天皇ヲ生ミ給ヒ、開化天皇ハ、開化崇神二帝ノ崩年ニ 抛リテ算スレバ、六十四歳若クハ、二帝ノ太子ニ立テ給ヒシ時ノ御年ニ抛リテ算スレバ、六十一歳ニテ崇神天皇ヲ生ミ給ヒ、崇神天皇ハ、八十歳ニテ始メテ垂仁天皇ヲ生ミ給ヒ、其ノ後五男五女ヲ生ミ給ヒ、垂仁天皇ハ、崩年ニ抛リテ算スレバ、九十五歳ニテ景行天皇ヲ生ミ給ヒ、其ノ後三男四女紀ニヨレバ、十男三女ヲ生ミ給ヒ、景行天皇ハ、崩年ニ抛リテ算スレバ、五十九歳若クハ、太子ニ立テ給ヒシ時ノ御年ニ抛リテ算スレバ、九十六歳ニテ始メテ大碓小碓ノ二皇子ヲ生ミ給ヒ、其ノ後男女八十人ヲ生ミ給ヒ、仲哀天皇ハ、寿五十二歳トアレドモ、嘗テ群臣ニ宣ヘ

ル勅語ニ「朕未^レ逮^ニ于弱冠^ニ而父王既崩之」トアルニ依レバ、景行天皇四十一年、御父日本武ノ尊ノ薨去ジ給ヒシ時ハ、既二十五六歳ニ成リ給ヒ、遺腹ノ皇子^{応神天皇}ヲ生ミ給ヒシ時ハ、一百餘歳ナルベシ。人寿ノ長短ハ、古ト今ト同ジカラズト云フコトハ、昔ヨリ世人ノ常ニ懷ケル想像ニシテ、幾分カハ其ノ事實ナキニシモ非ザレドモ、平均今人ニ二倍セル程ノ長寿ノ世ハ、史録アルヨリ以來、何クノ国ニモ、何時^{イッ}ノ時代ニモ、恐ラクハ例アルマジ。又縦令列聖ノ享寿ヲ今人ノ二倍トシ、其ノ成人ノ期モ随テ今人ヨリ後レ給ヒシト假定ストモ、六七十歳ヲ過ギテ後ニ、始メテ皇長子ヲ生ミ給ヘルガ如キハ、生理ノ常則ニ於テ有ルベカラザル事ナリ。

五。日本紀ノ年紀ニ差謬多キコト。

日本紀ハ、右ノ如ク虚飾多キ書ニシテ、其ノ年紀モ、多クハ史家ノ推定ニ成リタレバ、年代ノ前後撞着シテ通ジ難キ所、頗ル多シ。今其ノ差謬ノ甚ダシキ者数條ヲ挙ゲン。

第一。安寧開化崇神景行成務仲哀応神履中諸帝紀ノ崩御ノ所ニ記シタル御年ヲ、立太子ノ時ノ御年ニ抛リテ算ヘタル数ニ比ブルニ、皆合ハズ。景行天皇ノ如キハ、其ノ差最モ甚ダシク、三十七年ノ出入アリ。前條ノ記紀寿数对照ヲ見ヨ。

第二。崇神紀元年ノ所ニ、「二月辛亥朔丙寅、立^テ御間城姫^ヲ為^ニ皇后^ト」先^ニ是^{ヨリ}后生^ニ活目入彦五十狭

茅(垂仁)天皇云云」トアリ。此ノ文ニ拠レバ、垂仁天皇ハ、崇神天皇ノマダ皇太子ニテオハセシ時生レ給ヒシナルヲ、垂仁紀ニハ、「天皇以御間城(崇神)天皇二十九年歲次壬子春正月己亥朔」生於瑞籬宮」ト記セリ。

第三。最行天皇二十七年ニ、日本武ノ尊ノ、熊襲ヲ撃チ給ヒシ條ニ「時年十六」トアレバ、其ノ生レ給ヒシハ、景行天皇十二年ナルベシ。然ルヲ日本武ノ尊ト「二日同胞而雙生」ト云ヘル大碓ノ命ハ、景行天皇四年ニハ既ニ美濃ノ国ノ造神骨ノ女兄遠子弟遠子記ニハ三野国ノ造之祖神大根王ニ密通ケ給ヘルコトアリキ。書紀集解ニハ、「是月以下五十八字錯簡、疑応レ在ニ于二十年已後之紀」ト云ヘドモ、是ノ歳ノ前文ニハ、春二月「天皇幸美濃」トアリ、後文ニハ、「冬十一月、乘輿自美濃還」トアリテ、美濃ノ国ノ造ノ二女ノ事ハ、美濃ニ駐マリ給ヘル時ノ事ナレバ、錯簡トモ見エズ。黒羽日本紀ニハ、大碓ノ命ヲ譽津別ノ命ニ作レリ。コハ、其ノ不都合ニ心付キテ改竄セル者ナルベシ。サレドモ譽津別ノ命ハ、垂仁天皇二十三年ノ詔ニ「譽津別王、是年既三十三云々」ト宣ヘルコトアレバ、景行天皇四年ニハ、御年既二百十歳ニ及ビタレバ、上文ノ如キ事アルベシトモ思ハレズ。大碓ノ命ノ事ハ、記ノ文殊ニ委シク、其ノ下文ニ「故其大碓命娶兄比売」生子押黒之兄日子王此者三野之宇、亦娶弟比売」生子押黒弟日子王此者牟宜都君等之祖」ト云ヒ、紀ニ、大碓ノ皇子、東征ノ役ヲ逃レタル後「因レ此遂封美濃、仍如封地」是身毛津君、守君二族之始租」ト云ヒ、姓氏録左京ノ皇別ニ「牟義公、景行天

「皇皇子大碓命之後也」トアリ。身毛津ノ君、牟義ノ公ハ、即記ノ牟宜都ノ君ナレバ、二女ヲ娶リ給ヘルハ、大碓ノ命ナルコト、論ナシ。

第四。記伝境原ノ宮ノ卷二十二ノ十六丁、二、景行紀三年ニ「屋主忍男武雄心命詣之イデマシテ（紀国）、居マシテ于阿備アビカシハラニ
柏原、而祭ニ祀神祇ヲ、仍住九年、則娶ヒテ紀直遠祖菟道彦之女影媛カゲヒメニ、生ウミマシキ武内宿禰ヲトアルヲ引キテ、「此ノ人の生アレは、成務ノ卷に、初天皇与ムカシ武内ノ宿禰ニ同日生之シトあり。年トシ紀合テズ。其故は、まづ景行ノの卷三年に、父ノ命紀ノ国イデマシに詣ツて、九年留トクマり坐る間に生給ふとあれば、此人は、景行ノ御世の四年より十二年までの間にぞ生れ給ひけむを、成務天皇は、景行天皇ノ四十六年ニ、立テ為ス太子ト、年二十四とあれば、二十三年に生坐るなり。然れば此天皇の生坐アレシは、かの十二年よりは十一年後なるをや。又此天皇、太子に立坐チシこと、景行ノ卷には、五十一年の事なれば、四十六年とあるを誤リとして、五十一年に御年二十四として計れば、廿八年に生坐るなれば、彼ノ十二年より十六年後オクれたり。又此天皇崩時年一百七歳とあるを以計れば、景行の十四年に生坐るなれども、其ソレにてもなほ二年後オクれたり。」又景行紀廿五年「遣ハシテ武内宿禰ヲ、令レ察ス北陸及東方諸国之地形、且マタ百姓之消息ヲ也」トアルヲ引キテ、「是レに依ルに、かの生アレの年。いよ、決サめがたし。若シ十二年の生とするときは、廿五年には、わづかに十四歳なり。四年の生としても、廿二歳なれば、かゝる大オホキナルヨザシ任任あらむことは、なお少スしおぼつかないれども、倭建ノ命は、十六歳にて、熊襲を征トリに遣され賜ひしかば、然サることもありけむ、但しさては

彼ノの成務天皇の御年立といよ、違へるをや」トアリ。

第五。日本武ノ尊ノ御子仲哀天皇ノ御年ハ、記紀共ニ五十二歳トアルコトニツキ、記伝詞志比ノ宮ノ下卷^{三十一ノ}ノ細書ニ「書紀に依るに、此ノ天皇九年に崩坐^{リシ}て、御年五十二なるときは、生坐るは、成務天皇の十九年にあたれるを、其ノ年は、大御父倭建ノ命、景行天皇の四十三年に崩^リましてより三十六年後なるは、いかにぞや。凡て書紀の紀年^{トシダテ}の彼此合^{カレコレハ}ざること、かくの如し。或は、此ノ違^{タガ}ひに因て、此天皇を倭建ノ命の御子には非じなど疑ふは、中^クに非なり。そは、疑ふべき方をば疑はずして、疑うまじきかたを疑へるものぞ。彼紀の違^{タガ}い多きは、めずらしからぬことなるをや」ト云ヘリ。又「朕未^レ速^ニ于弱冠、而父王既崩之」ト宣ヘル勅語ニ処レバ、一百餘歳ニテ皇子ヲ生ミ給ヘルコト、ナリテ、年紀ノ違ヒ益々著シ。

第六。応神紀四十年ノ條ニ「天皇召^{シテ}大山守命大鷦鷯尊^{ノヲ}問之曰、汝等者愛^レ子耶、对言甚愛也、亦問之長与^ト少孰^{カマサレル}尤焉、大山守命对^ニ言不^レ速^ニ于長子^ニ、於是天皇有^ニ不悦之色、時大鷦鷯尊^ノ預察^{ラシテ}ニ天皇之色^ヲ以^テ对言、長者^{アニナルコハ}多経^ニ寒暑^ヲ、既為^ニ成人^ニ、更無^レ怙矣、唯少子者未^レ知^ニ其成不^レ、是以少子甚憐之、天皇大悦……、立^テ菟道稚郎子^ヲ為^レ嗣^ト、即日任^{セテ}大山守命^ニ令^レ掌^ニ山川林野^ヲ、以^テ大鷦鷯尊^ヲ為^ニ太子^ト輔^ト之、令^レ知^ニ国事^ヲ」トアル事ニツキテ、伴信友氏ノ中外経緯伝ニ云、「その時稚郎子は、いまだ弱くておはしつる趣なるに、書紀に四十年の事としてしるされたるは、心得がたし。さるは、この皇子の御

享年、書どもに見えざれば、詳ならねど、十五年に阿直岐が参来れる時、かれを師として物習ひ給ひたりとみえたるを、しばらく十五の御時とさだめて、推考るに、御詔別ありける四十年は、四十歳になり給へれば、此皇子の事をおもほしこめて、長与レ少孰尤など問はせ給ふべきにあらず。」

第七。仁徳天皇ノ御年ハ、紀ニ闕ケタレドモ、記ニハ御年捌拾参歳トアリ。記ノ異本慶長写本、曼珠院本、寛永刊本等、

ニハ、御宇捌拾参歳トアレドモ、記ニ在位年数ヲ挙ゲタルハ、皆治天下幾歳トアリテ、御宇ト書キタル例ナケレバ、宇ハ、年ノ誤写ナルコト明ケシ。此ノ天皇ト同日ニ生レシト云ヘル平群ノ木菟ノ宿禰ノ、百濟ニ使シタルハ、応神天皇即位三年ニアリ。勅命ヲ帯ビテ海外ニ使スルガ如キ重事ハ、幼年ノ人ノ辨ジ得ベキ事ニ非ザレバ、木菟ノ生レシハ、応神天皇即位ノ前、少クトモ十餘年前ニアルベシ。然ラバ木菟ト同年ナル仁徳天皇ノ即位ノ時ハ、御年既ニ六十二近ク、在位二十餘年ニシテ崩ジ給ヘル割合ナリ。然ルニ紀ハ、在位八十七年トシタレバ、其ノ享年ハ、少クトモ百四十餘歳トナリテ、記ト合ハズ。

第八。履中天皇ハ、寿七十歳トアレバ、仁徳天皇二十四年ニ生レ給ヒシナリ。然ルニ仁徳天皇七年ニハ、既ニ去来穂別ノ尊即履中天皇ノ為ニ壬生部ヲ定メ給ヒシコトアリ。黒羽本日本紀ニハ、寿八十七歳トアリテ、恰モ仁徳天皇七年ニ生レ給ヘル割合トナレルハ、年紀ノ不都合ニ心付キテノ改竄ナルベシ。

第九。反正允恭二帝ノ御年ハ、紀ニハ闕ケタレドモ、古事記ニ、反正天皇御年陸拾歳、允恭天皇御

年漆拾捌歳トアルニ抛レバ、反正天皇ハ、仁徳天皇四十年ニ生レ給ヒ、允恭天皇ハ、其ノ六十四年ニ生レ給ヒシナリ。然レドモ御母磐之媛ノ命ノ崩ジ給ヘルコトハ、仁徳天皇三十五年ニ見ユレバ、二帝ノ生レ給ヒシハ、其ノ前ニアリシコト明ケシ。又前ニ引ケル応神天皇ト大鷦鷯ノ尊仁徳天皇トノ御問対ヲ見ルニ、仁徳天皇ハ、既ニ応神天皇在位ノ時ニ、長子少子ナドアマタノ御子ヲ持チ給ヘル趣ナルニ、カノ御詔別アリシ年ハ、紀ニハ四十年トアレドモ、中外経緯伝ニ「記紀に見えたる御問対の趣をよみあぢはふるに、四十年に係て記されたるは、決く訛にて、十五年に阿直岐が参れる事の條に、太子菟道ノ稚郎子、また二十八年の條にも、然書されたるは、其時の御うへもて記せる文にて、かの十五年より前に御詔別ありて、太子として日嗣と定め給ひたりしなるべし」トアリ。コノ説ニ抛レバ、仁徳天皇ノ諸皇子ノ生レ給ヒシモ、カノ十五年ノ前ニアリテ、履中反正二帝ノ御年ハ、皆百三四十歳、允恭天皇ノ御年ハ、少ナクトモ百七十餘歳トナリテ、紀ノ履中天皇ノ御年、記ノ反正允恭二帝ノ御年トハ、イタク相違セリ。

第十。記伝朝倉ノ宮ノ下卷四十二ノ五十五下、「此ノ天皇（雄略）の紀年、いと不審イブカし。まづ書紀も信ウケがたき事あるは、太后若日下ノ王は、仁徳天皇の皇女スに坐を、安康天皇の元年に、大長谷ノ命のために聘賜アトヘふとある其年は、大長谷ノ命は、卅七歳にあたり、若日下ノ王は、六十餘歳になり賜ふべし。たとひ御父天皇崩座年リシに生坐りとしても、五十六歳なれば、聘賜アトヘふべき御齡にあらず、又此天皇、允恭天皇

の七年に生坐て、位に坐^スこと廿三年にて崩坐ては、彼ノの引田部ノの赤猪子が事なども、年ノの数合^ハざればなり」トアリ。「安康天皇の元年に大長谷ノ命は卅七歳」ト云ヘルハ、允恭紀七年ニ忍坂ノ大姫ノ皇后「産^{ミタマフ}大泊瀬天皇」トアルニ依リテ計ヘタルナリ。赤猪子ガ奇談ハ、姑ク置キテ、草^{クサ}香^カノ幡^{ハタ}梭^ヒノ皇女^{即若日}下ノ王、ノ、雄略天皇^{即大長}谷ノ命、ノ皇后ニナリ賜ヘルコトハ、記紀共ニ同じケレバ、雄略天皇ノ生レ給ヘルハ、必允恭天皇七年ヨリハ前ニアルベク、又仁徳天皇ノ御世ト雄略天皇ノ御世トノ間ノ真ノ年数ハ、紀ノ如クハ長カラザルベシ。

六。日本紀ノ年紀ニ依レバ、長寿ノ人多キ事。

長寿ノ人ト云ヘバ、昔ヨリ第一ニ武内ノ宿禰ノ大臣ヲ推ス。此ノ大臣ノ事ハ、日本紀仁徳天皇ノ大御歌ニ「汝^ナこそは、世の遠人、汝^ナこそは、国の長人」トヨマセ給ヒ、古事記ニモ「汝こそは、世の長の人」トアリテ、大臣ノ答歌ニモ「我^シこそは、世の長の人」トアレバ、百歳餘リニモ至リタル人ナルベシ。サレドモ古事記ニモ日本紀ニモ、其ノ寿ヲ載セザレバ、幾歳ト云フコトハ、知ルベキ由ナキヲ、後世ノ好事者、色々ニ臆推シテ、二百八十歳、水鏡、二百九十五歳、公卿補任一説、三百餘歳、宗史日本伝ニハ、三百百十二歳、海東諸国記ニハ、三百四十歳、岩清水社司、系図ニハ、三百六十歳、愚管抄ニハ三百八十餘歳ノ類、ナド言ヒハヤスハ、其ノ歴史シタル景行成務仲哀応神仁徳ノ五朝、年代甚長キニ由リテ起レル説ナリ。今日本紀ノ年紀ヲ捨テ、考フレバ、カ、ル法外ナル

長寿ニ至ラズトモ、高祖ヨリ玄孫マデナル五世ノ君ニ歴事スルハ、有ルベカラザル事ニ非ズ。成務紀ニ「天皇与武内宿禰同日生之」トアリ、又仲哀天皇ハ、成務天皇ノ御兄ノ長子ナレバ、成務天皇ト御年ノ差、少カルベシ。カクテ仁徳天皇ハ、仲哀天皇ノ御孫ナレバ、武内ノ宿禰、モシ百歳ノ寿ヲダニ保チタラバ、仁徳天皇ノ三四十歳ニナリ給ヘル頃マデ世ニ在ランコトハ、異ムニ足ラザル事ナリ。苟モ日本紀ノ年紀ヲ信ゼバ、此ノ大臣ノミナラズ、他ニ幾人モ法外ナル長寿ノ人アルベシ。今其ノ二三ノ例ヲ挙ゲンニ、孝靈天皇ノ皇女倭迹迹日百襲姫ノ命ハ、御父ノ崩後百二十七年、崇神天皇ノ十年ニ、和珥坂ノ少女ノ歌ニ由リテ、武埴安彦ノ謀反ヲ覺リマシ、コト見エ、又其ノ下文ニ、「是倭倭迹迹日百襲姫命、為大物主神之妻云々」トアリ。百襲姫ノ命ノ弟彦五十狹芹彦ノ命、亦ノ名吉備津彦ノ命ハ、同じ年ニ、四道將軍ノ一人トシテ、西道ニ遣サレ、其ノ後同帝ノ六十年ニ、武渟河別ノ命ト共ニ出雲ノ振根ヲ誅殺セリ。百襲姫ノ命ノ御兄孝元天皇生レ給ヒシハ、孝靈天皇十八年ニシテ、父皇ノ御年既ニ七十歳ニナリ給ヘル時ナレバ、百襲姫ノ命吉備津彦ノ命ノ生レシ年モ、其レヨリ甚だ後レタルコトハアラザルベシ。然ラバ百襲姫ノ命ハ、百七八十歳ニテ大物主ノ神ノ妻ト為リ、吉備津彦ノ命ハ、二百三十三歳ニテ猶征討ノ勞ヲ取りシナラン。

景行天皇ノ皇后播磨ノ稻日ノ大郎姫ハ、古事記ニ「吉備臣等之祖若建吉備津日子之女」トアリテ、若建吉備津日子ハ、大吉備津日子ノ命ノ弟ニシテ、孝靈記ニハ稚武彦ノ命トアリ。記伝二十六ニ「此ノ（若建日子ノ）命は、孝靈天皇の御子、景行

天皇は、彼ノ天皇の五世ノ御孫に坐せば、其ノ御女に娶坐ミマヒむことは、時代違へるが如くなれども、上代の人は、多く寿長イノチナガかりしかば、深く疑ふべきに非ず。倭建ノ命アツマの東征ミトモの御從せし吉備建日子も、姓氏録に依るに、此ノ命の御子なるぞかし」ト云へり。コノ皇后ノ入内ノ時ハ、未だ年弱クテマセリトスレバ、若建日子ノ命ノ、コノ皇后ヲ生メル時ハ、其ノ年既ニ三百歳ニ近カリケン。若又コノ皇后モ吉備建日子ノ命モ、若建日子ノ命ノ未だ年老イザリシ時ニ生レマセリトスレバ、皇后ノ入内ノ時ハ、御年三百歳ニ近ク、吉備建日子ノ命ノ、倭建ノ命ノ東征ノ御從セル時ハ、既ニ三百歳ヲ踰エタリケン。但吉備建日子ノ命ハ、姓氏録左京皇別下道ノ朝臣、右京別芦原ノ公ノ條、二稚武彦ノ命ノ孫トモアリテ、其ノ説一定セズ、又記伝前文ノ続キニ「又若建吉備津日子と吉備建日子と父子御名オヤコの似たるを以思テふに、此ノ問アヒタの世次ヨツキにも似たる名ありて、二世三世フタツキミツキの、一世ヒトツキに混マカひたらむも、知リがたし」ト云ヘル如クナレバ、古事記ニコノ皇后ヲ若建日子ノ女トシタルハ、数世ノ孫ナルヲ混ヒタルニモアルベシ。凡テ若建日子ノ命ノ世系ニハ、コノ外ニモ猶疑ハシキ事ドモアレバ、コレラノ不都合ハ、日本紀ノ年紀ノ延長シタル故ノミニハ非ズ。

三輪ノ君ノ祖大友主ノ命ハ、垂仁天皇三年ニ、命ヲ受ケテ天ノ日槍ノ命ヲ迎ヘタルコトアリシガ、其ノ後二百二十六年、仲哀天皇九年ニ大三輪ノ大友主ノ君ト見エタルヲ、集解ニ「蓋父子テ伝ヲ名ヲ而同キ者」ナド云ヘレドモ、然ル証モ見エズ。和珥ノ臣ノ祖難波根子武振熊ノ命ハ、神功皇后撰政元年ニ、武

内ノ宿禰ノ大臣ト共ニ忍熊ノ王ヲ討チテ、大功ヲ建テシ人ナルガ、其ノ後百七十六年、仁徳天皇ノ六十五年ニ、飛驒ノ賊宿禰ヲ誅殺セリ。紀ノ年紀ニヨレバ、此モ二百歳ノ老將軍ナルベシ。倭ノ直祖麻呂ノ弟吾子籠ハ、応神天皇ノ末年ニ韓国ニ遣サレタリシ人ナルガ、其ノ後百八年、允恭天皇ノ七年マデ倭ノ直吾子籠屢見エ、又其ノ後四十年、雄略天皇ノ二年ニ大倭ノ國ノ造吾子籠ノ宿禰ト見エタルモ、コノ人ナレバ、コレモ、二百歳ニ近カリシ人ナルベシ。

此ノ如キ長寿ノ人ハ、皇別神別ナル皇國固有ノ種族ノミニ限ラズ、支那三韓ヨリ帰化シタル諸蕃ノ種族ニテモ、一タビ國典ノ記載ニ上レバ、概長寿ノ人トナルナリ。秦ノ始皇ノ裔ト云ヘル功滿王ハ、姓氏録左京諸蕃太秦ノ公ノ宿禰ノ條ニ「足仲彦天皇諡仲哀、八年来朝」ト見エ、三代実録仁和三年時

原ノ宿禰春風ノ上言ニハ「帶仲彦天皇四年帰化入朝」トアリ。其ノ子弓月ノ君姓氏録ニハ融通王又ハ弓月王、ハ、応

神天皇十四年ニ帰化セシコト、応神紀ニモ姓氏録ニモ見エタリ。然ルニ雄略紀十五年ノ條ニ「秦民フカレテ分散云々、詔聚シテテ秦民ノヲ賜ニ秦酒ノノ公ニ」トアル酒ノ公ハ、姓氏録右京諸蕃秦ノ忌寸ノ條ニ、「功滿王三世孫」ト云ヒ、山城ノ國諸蕃秦ノ忌寸ノ條ニハ、弓月王ノ次男普洞王ノ子トアレバ、祖父ヲ去ルコト、百八十餘年、曾祖父ヲ去ルコト、二百七十餘年ニシテ、父子ノ年ノ差ノミニテモ、平均九十餘歳ナラシ。其ノ長寿ナルコト、推シテ知ルベシ。

漢ノ高祖ノ裔ト云ヘル王仁ハ、応神天皇ノ十六年ニ来朝シ、漢ノ靈帝ノ裔ト云ヘル阿知ノ使主父子

ハ、同二十年ニ歸化セリ。王仁ハ、世ニ秀デタル博士、阿知ノ使主ハ、其ノ子都加ノ使主ト十七県ノ民トヲ率テ參レリト云ヘレバ、孰レモ年長ケタル人ナルベシ。然ルニ其ノ後一百十餘年、仁徳天皇ノ崩リマセル年、住吉ノ仲皇子ノ乱ニ、漢ノ直ノ祖阿知ノ使主、皇太子ヲ扶ケ奉リシコト、履中紀ニ見エ、又古事記履中天皇ノ段ニ、阿知ノ直ヲ始テ藏ノ官ニ任タマヒシコト見エ、古語拾遺ニハ、同ジ御世ニ「齋藏之傍、更建内藏、分収官物、仍令阿知使主与百濟博士王仁、記其出納、始更定藏部」トアリ。コハ、履中紀六年ノ條ニ、「始建藏職、因定藏部」トアル時ノ事ナリ。然ラバ阿知王仁ノ二人ノ享寿ハ、少クトモ百四五十歳ナルベシ。又雄略紀七年、二十三年、清寧紀ノ初ナドニ、東ノ漢ノ掬ノ直ト見エタルハ、即都加ノ使主ナレバ、コノ人ハ、歸化ノ年ヨリ百九十四年ノ後マデ生存セリ。タトヒ皇国ハ、燕齊海上怪迂ノ士ノ羨ミ望ミタル蓬萊島ナリトモ、昔ヨリ百歳ヲ以テ上寿トシタル秦漢ノ遺民、一タビ此ノ土ヲ蹈メバ、忽チ武内ノ大臣ノ流亞トナルハ、怪ムベキ事ナラズヤ。

第二章。曆法ノ始マリ。

古ハ文字モ無ク曆モ無カリシ時代ニハ年月日ト云ヘル事モ、唯大ラカナル定マリノミナリケンコトハ、本居氏ノ真曆考ニ詳カニ辨ゼラレタル如クニテ、年ノ始モ、季ノ始モ、キハヤカニ某日ヨリトハアラズ、月次モ日次モナク、又四季ノ運リニハツカデ、天ナル月ノ盈虧ニヨレル月ハアレドモ月々ノ名モナク、何レノ月ヲ始メ終リト云フ次第モナク、年ノ来経トハ別事ナルヲ一ツニ合ス業ナドモナクテ、唯天地ノアルガマ、ニテゾアリケル。

応神天皇ノ時、百濟ノ国ヨリ阿直岐王仁等ノ儒士、来朝シ、皇太子菟道ノ稚郎子ノコノ二人ヲ師トシテ、典籍ヲ習ヒ給ヒシコトアリ、是レヨリ文学漸ク興リテ、履中紀ニハ、「四年秋八月、始之於諸国置国史、記言事、達四方志」トアレドモ、曆ノ事ハ未ダ見エズ。欽明紀十四年ニ至リテ、「六月遣内臣使於百濟云々、别勅医博士易博士曆博士等、宜依番上下令上件色人正当相代、年月宜下付還使相代、又ト書曆本種々藥物可上送」トアリテ、同十五年ニ、曆ノ博士固徳王保孫ト云ヘル人来朝シタルコト見ユ。コレ、皇国ニ曆法ノ伝ハリシ始メナリ。其ノ後推古天皇十年ニ及ビテ、紀ニ「冬十月、百濟僧觀勒来之、仍貢曆本及天文地理書並遁甲方術書也。選書生三四人、以俾学习習於觀勒矣、陽胡史祖玉陳、習曆法、大友村主高聰、学天文遁甲、山背

臣日並立、学^フ方術^ヲ皆学^デ以成^レ業^ヲ」ト見エ、カクテ同十二年ヨリ、其ノ曆ヲ用ヒ給ヒ、始メテ天下ニ頒チ行ハセ給ヒシナリ。其ハ、政事要略ニ儒伝ヲ引キテ、「以小治田朝十二年歲次甲子正月戊戌朔、始用^ニ曆日^ト」ト云ヒ、伊呂波字類抄ニ引キ載セタル本朝事始ニモ、シカ云ヘリ、紀ニハ、是日ニ「始^テ賜^ニ冠位^ヲ於諸臣^ニ各有^レ差^シ」トノミアリテ、始用^ニ曆日^トノ事見エズ。カ、ル重事ヲ何故ニ記シ洩サレタルト云フニ、紀ハ、人皇ノ始メヨリ日次干支マデモ委シク記シテ、古クヨリ曆日ヲ用ヒラレタル様^{サマ}ニ作り為シタレバ、此ノ朝ニ至リテ、始メテ用フトハ云ヒ難クテ、殊サラニ畧カレタルナラン。

サレバ皇国ニテ、曆法ヲ習ヒ知リテ、曆本ヲ作レルハ、推古ノ朝ニ始マリタレドモ、コレヨリ以前ニテモ、百濟ヨリ奉レル曆本ヲ其ノ儘ニ用ヒ給ヘル事ハ、有リシナルベシ、又百濟朝貢以來ハ、支那三韓ノ士人帰化セル者、甚だ多く、概皆文書ヲ知り、履中ノ朝ノ史官モ、此等ノ人ヲ用ヒ給ヒシナルベケレバ、當時ノ事跡モ、唯口々ニ相伝フルノミナラデ、諸ノ史氏ノ記録ニ入りタル者モアルベシ、但當時ノ記録ハ、年ヲ紀スルニ、天皇即位ノ年数ヲ用フルコトナク、唯歳ノ干支ノミヲ用ヒタルガ故ニ、某干支年ハ某天皇ノ若干年ニ当レルカハ、容易ニ知り難キ者モ有リケラシ。

カクテ記紀撰修ノ時ニ当リ、修史ノ材料トナルベキ者ハ、口誦ノ伝説ト諸種ノ記録トニシテ、記ハ、専ラ伝説ニ依リタレバ、歳時月日ヲ挙ゲタル所、甚少ク、叙事モ、亦簡略ナリ。紀ハ、伝説ト記録トヲ併セ採リテ、纂修セラレタレバ、叙事詳密ニシテ記ノ稍詳ナル所、即顯宗天皇以前ノミヲ比較シテ

モ、既ニ四五倍ニ上レリ。然ルニ此ノ書ハ、支那ノ正史実録ノ躰ニ倣ハレタレバ、事ヲ叙スルニ、年月ヲ掲ゲザルヲ得ズ。引用セル記録中ニ年月ノアリシ所ハ、其儘用ヒテ、唯干支紀年ヲ数字紀年ニ改メタルノミナレドモ、上代ニ遡ルニ從ヒ、年月ノ知レザル所、益多カルベケレバ、此等ハ、皆撰者ノ意ヲ以テ、年月ヲ造リ成シテ、史躰ヲ裝飾セリト見ユ。

古代ノ干支紀年ノ事ニ付テハ旧修史局ノ詳細ナル考証アリ。今文学博士星野恒氏が嘗テ摘録セル者ヲ左ニ引用ス。

「古昔年号ナキ以前、年月ニ係ケテ事ヲ記スルニ、世人ハ、某宮馭宇天皇若干年ト書キシト思フナレド、左ニアラズ。皆干支ヲ以テ年ヲ紀セシナリ。今其ノ証ヲ挙ゲンニ、先ヅ金石器物ノ銘文ニハ、法隆寺ナル薬師仏造像記ノ「池辺大宮治^三天下^二天皇大御身勞賜時歲次丙午年」ハ、用明天皇元年ヲ云ヒ、銅像釈迦後光銘ノ「甲寅歲三月二十六日」ハ、推古天皇二年ヲ云ヒ、觀世音菩薩造像記ノ「歲次丙寅正月生十八日」ハ、同天皇十四年ヲ云ヒ、續帳銘ノ「歲在辛巳十二月二十一日癸酉日入」ハ、同天皇二十九年ヲ云ヒ、立像釈迦如来後背銘ノ「戊子年十二月二十五日」ハ、同天皇三十六年ヲ云ヒ、好古小録ニ載スル船氏墓誌ノ「阿須迦天皇之末歲次辛丑十二月三日庚寅」ハ、舒明天皇十三年ヲ云ヘル等ナリ。又典籍ニ記シタルハ、古事記ノ崇神天皇ヨリ推古天皇マデノ崩年、上宮聖德法王帝説ノ欽明天皇ヨリ孝德天皇マデノ記事、皆干支ヲ以テ年ニ係ケタリ。大化建元以後ニ至リテモ、年号ナキ時ノ記事ハ、皆干支

ヲ以テ年ヲ紀セリ。其ノ証ハ、金石文ニハ、好古小録ニ載スル小野ノ毛人ノ朝臣ノ墓誌ノ「飛鳥淨御原宮天下天皇御朝云々歲次丁丑年十二月上旬」ハ、天武天皇六年、上野ノ国山名村碑ノ「辛巳歲集月三日」ハ、同天皇十年、博物館ニ藏スル美努岡万連墓誌ノ「飛鳥淨御原天皇御世甲申年」ハ、同天皇十三年、又好古小録ニ載スル河内ノ国石河ノ郡形浦山ノ碑ノ「飛鳥淨原大朝庭云云己丑年十二月二十五日」ハ、持統天皇三年、又妙心寺鐘銘ノ「戊戌年四月十三日壬寅」ハ文武天皇二年ヲ云ヒ、其ノ書ニ見エタルハ播磨風土記ノ「淨御原朝庭甲申年七月」ハ、天武天皇十三年ヲ云ヘル等ナリ。常陸風土記ノ「難波長柄豊前大朝馭宇天皇之世己酉年」ハ、孝徳天皇大化五年、「難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世癸丑年」ハ、同天皇白雉四年ヲ云ヘル類ハ、年号アル時ニモ、猶古来ノマ、二千支ヲ以テ年ヲ紀セリ。大安寺流記資財帳ニ、歴代仏像封戸等ヲ納メラレシ事ヲ記セル内ニ、「前岡本宮御宇天皇以庚子年」ハ、舒明天皇十二年、「天智天皇坐難波宮而庚戌年」ハ孝徳天皇白雉元年、「飛鳥淨御原宮御宇天皇歲次癸酉」ハ、天武天皇二年、「飛鳥淨御原宮御宇天皇甲午年」ハ、持統天皇八年ヲ云ヘルナド、皆千支ニテ記シ、「平城宮御宇天皇以養老二年歲次壬戌云云」ヨリ以後ハ、始メテ年号某年ヲ以テ記セリ。サテ又異様ナル年号ニテ記セル者アリ。釈日本紀ニ引キタル伊豫ノ国風土記ニ載スル湯岡ノ碑ノ「法興六年十月歲在丙辰」ハ推古天皇四年、法隆寺ナル金堂釈迦如来造像記ノ、「法興元三十一年歲次辛巳十二月」ハ、同天皇二十九年ナリ。此類猶多シ。此等ノ諸証ニ拠レバ年号紀年ノ外ハ皆千支ヲ以テ年ヲ記シ、絶エテ某天皇

若干年ト称スル者ナシ。タゞ葉師寺東塔櫨銘ニ、「維清原宮馭宇天皇即位八年庚辰之歲建子之月」トアルハ（通世云、庚辰歲ハ、日本紀ニ抛レバ、天武天皇九年ナルヲ、此年ノ銘ニ八年ト云ヘルハ、天皇ノ二年癸酉ノ歲ヲ以テ、元年ト立テタルナリ。天武紀ノ元年壬申ノ歲ハ、實ハ弘文天皇ノ御世ナルヲ、後ノ御世ニ至リ、弘文天皇ヲ御世ノ數ヨリ除キテ、其ノ年ヲ天武天皇ノ元年ニ改メタル由ハ伴信友氏ノ長等ノ山風ニ、委シキ考証アリ。）前ノ諸証ト異ナレドモ、狩谷楳齋ノ考ニ、コノ櫨銘ハ文武天皇ノ時鑄造シタル者ナリトイヘバ、跡ヨリ追書セルモノニテ、前例ノ限ニアラズ。日本書紀ニ引ケル百濟記ニ、「壬午年新羅不レ奉ニ貴國」トアルハ、神功皇后摂政六十二年、「蓋鹵王乙卯年冬、狛大軍來攻ニ大城」ハ、雄略天皇十九年百濟新撰ニ「己巳年、蓋鹵王立」トアルハ、允恭天皇十八年カ、マタ「辛丑年、蓋鹵王遣ニ王弟現支君ニ向ニ大倭」ハ、雄略天皇五年、百濟本記ニ「大歲辛亥三月、師進至ニ安羅ニ營之七城」トアルハ、繼體天皇二十五年ニシテ、何レモ干支ヲ以テ年ヲ紀シ、某王若干年トイハズ。百濟ハ皇國ニ忠誠ヲ致シ、貢聘相繼ギ、文物ヲ伝ヘシコト、旧史ニ歴見スレバ、本邦ノ干支ヲ以テ年ヲ紀セシハ、或ハ百濟ノ例ニ依ラレシカ。以上局說採要。」

中根元圭ノ皇和通曆ニ「持統天皇、遡至ニ神武天皇、歲月支干、昭然可レ見、而推ニ諸異邦諸曆、率多ニ牴牾、伏シテ稽崇神天皇時、遠荒不レ奉ニ正朔、遣ニ六師ニ討レ之、載有ニ明文、則知ニ吾邦神聖開レ基、自有ニ若レ天授レ民之教ニ焉、世多憾ニ歴古杳容邈、湮滅不レ伝也、今特因ニ史籍支干朔望之所レ在、推而求之、則其法具存矣、蓋千三百餘年間、三更ニ斗憲、神武天皇東征甲寅、以至ニ仁德天皇十年壬午、凡九百八十九年、一法、今号曰ニ上古曆、同十一年癸未、以至ニ皇極天皇元年壬寅、凡三百二十

年、一法、今号^{シテ}曰^ニ中古曆^ト、同二年癸卯^{ヨリ}、以至^ニ持統天皇五年辛卯、凡四十九年、一法、今号^{シテ}曰^ニ晚古曆^トト云ヘリ。此^ニ元圭^ト云ヘル人ハ、曆道ニ卓レテ精シキ人ト聞コユレバ、日本紀ノ支干朔望ノ記載ニ三様ノ差アルハ、サル事ナルベケレドモ、此レ、ハタ上古ニ曆法アリシ証トハ為ラズ。伴信友ノ日本紀年曆考ニモ「いはゆる上古中古晩古の三曆を神聖開^キ基、若^レ天授^レ民之教といへるは、そのかみの国史を熟^ク讀みて、世のさまを稽^ヒへわきまへざりつるが故に、曆法の異なるに惑ひ、書紀の崇神天皇の御世に遠荒不^レ奉^ニ正朔^ヲ」と記されたる、此ノ紀の例の漢文の潤飾の正朔の語に泥めるにて、かたはらいたき説なり」ト云ヘリ。

神武天皇以來ノ支干朔望ノ記ハ、推古天皇ノ時始メテ用ヒ給ヘル百濟ノ曆法ニ基キテ、倒ニ推シ上ゲタルニテアルベケレドモ完全ナル長曆ノ有ラザリシニ由リテ、置閏ノ法ニ小差ヲ生ジテ、仁徳天皇十年前後ニ、支干朔望ノ推算ヲ異ニシタルマデノ事ニシテ、上古曆中古曆ナド云ヘル言痛キ名称ヲ附クベキニ非ズ。紀ノ撰者ガ年數ノ繰リ方ニ疎カナリシコトハ列聖ノ崩年ト立太子ノ所ニ記シタル御年ト多クハ合ハザルヲ見テモ、知ラルレバ、逆推ノ晦朔ニ違算ヲ生ジタルコトハ、何ゾ怪ムニ足ラン。皇極天皇二年ヨリ曆法ノ改マリシコトハ、伴信友モ「百濟改曆の法なりしか、又はこなたにて、改めさせ給へるか、考ふべき由なし」ト云ヘルガ如ク、紀ニモ明文ナケレバ詳カナラズ。

平田篤胤氏ノ天朝無窮曆ノ説ニ至リテハ、神字日文伝ト同ジク、最モ附会ニシテ、論ズルニ足ラズ。

第三章。辛酉革命ノ事。

日本紀ニ記シタル上代ノ年月ハ、後世ノ逆推ニ出デタルハ前章ニ述ベタルガ如シ。カクテ神武天皇ノ即位元年ヲ、推古天皇以前一千二百餘年ノ辛酉ノ歳ニ置ケルハ、元來事實ニモ言伝ヘニモ基キタルニ非ズ辛酉革命ト云ヘル讖緯家ノ説ニ拠リタル者ナリ。革曆類ニ載セタル、昌泰三年庚申十一月二十一日、文章博士三善ノ宿禰清行ガ預論ニ革命^マ議ニ、「臣竊依^ニ易說^ニ而按^レ之、明年二月、當^ニ帝王革命之期、君臣剋賊之運、凡歲四六二六之數、七元三變之候、推^ニ之漢國^ニ、則上自^ニ黃帝^ニ、下至^ニ李唐^ニ、曾無^ニ毫釐之失^ニ、考^ニ之本朝^ニ、則向^レ上始^レ自^ニ神武天皇^ニ、向^レ下至于^ニ天智天皇^ニ、亦無^ニ分銖之違^ニ、然則明年事變、豈不^レ用^レ意乎云云、變革之際、必用^ニ干戈^ニ、蕩定之中、非^レ無^ニ誅斬^ニ、何者帝王革命、此周易革卦之變也、按革卦、離下兌上也、離為^レ火、兌為^レ金、金雖^レ有^ニ從革之性^ニ、非^レ得^レ火則不^レ變、故金火合躰、上下相害、版蕩之理已窮、君臣之位初定、國之不祥、無甚^ニ於此^ニ」トテ、群臣ヲ勸励シテ、戒嚴警衛セラレン事ヲ願ヒ、又昌泰四年辛酉二月二十二日、同人ガ請^フ改^テ元^ヲ応^ニ天道^ニ之狀ニ、「一、今年當^ニ大變革命年^ニ事、易緯云、「辛酉為^ニ革命^ニ、甲子為^ニ革命^ニ、」鄭玄曰、「天道不^レ遠、三五而反、六甲為^ニ二元、四六二六相乘、七元有^ニ三變^ニ、三七相乘、廿一元為^ニ一節^ニ、合千三百廿年、」春秋緯云、「天道不^レ遠、三五而反」宋均注曰、「三五王者改代之際也、能於^ニ是際^ニ、自新如^レ初、則道無^レ窮也、」詩

緯云、「十周參聚、氣生神明」戊午革運、辛酉革命、甲子革政。」注曰、「天道卅六歲而周也、十周、名曰王命大節、一冬一夏、凡三百六十歲、一畢無有餘節、三推終則復始、更定綱紀、必有聖人改世統理者、如此十周、名曰大剛、則乃三基會聚、乃生神明、神明乃聖人改世者也、周文王戊午年、決虞芮訟、辛酉年、青龍銜圖出河、甲子年赤雀銜丹書而至、武王伐紂、戊午日、軍度孟津、辛酉日、作泰誓、甲子日、入商郊、謹按易緯以辛酉為部首、詩緯以戊午為部首、今主上以戊午年為昌泰元年、其年又有朔旦冬至、故論者、或以為應以戊午為受命之年、然而本朝自神武天皇以來、皆以辛酉為一部大變之首、此事在文書未出之前、天道神事、自然符契、然則雖有二說、猶可依易緯也、又詩緯以十周三百六十年為大變、易緯以四六二六為大變、二說雖異、年數亦同、今依緯說、勘合和漢旧記、神倭磐余彥天皇從筑紫日向宮、親帥船師東征、誅滅諸賊、初營帝宅於畝火山東南地檀原宮、辛酉年春正月即位、是為元年、四年甲子春二月、詔曰諸虜已平、海內無事、可レ以郊祀、即立靈時於鳥見山中云云、謹按日本紀、神武天皇、此本朝人皇之首也、然則此辛酉可レ為一部革命之首、又本朝立時下詔之初、又在同天皇四年甲子之年、宜レ為革命之証也」ト云ヒテ、和漢ノ史書ニ見エタル辛酉甲子ノ年ノ變事ヲ引キ合セ、推古天皇九年辛酉ニハ「聖德太子、初造宮于斑鳩村事無大小、皆決太子、是年有伐新羅救任那之事」ト引キ、其十二年甲子ニハ、冠位ヲ制シ憲法ヲ定メ給ヒシヲ以テ、甲子革命ノ驗トナシ、カクテ神

武天皇即位辛酉ノ年ヨリ斉明天皇六年庚申ノ年マデ千三百廿年ヲ以テ一都トシ、同七年辛酉ノ年ヲ第二都ノ首トシテ、其ノ年天皇崩ジ給ヒテ天智天皇位ニ即キ給ヒ、ソレヨリ三年ヲ経テ甲子ノ年ニ冠位ヲ換ヘ、諸ノ氏ノ上ニ兵器ヲ賜ヒ、民部家部ヲ定メ給ヒ、唐ノ使郭務棕等朝シタル事ドモヲ引キテ、革命革命ノ微ナリト論ジ、サテ「謹按自天智天皇即位辛酉之年、至于去年庚申、合二百卅年、此所謂四六相乘之数已畢、今年辛酉、当於大變革命之年也云々、清行去年以来、陳明年当革命之年、至于今年、徵驗已發、初有知天道有信聖運有期而已」トテ、改元アランコヲ奏議シタルコト見ユ。カクテ此奏ニ由リテ、ソノ年七月十五日、延喜ト改元アリキ。天智天皇ノ即位ハ、天智紀ニ、「七年（戊辰年）春正月丙戌朔戊子皇太子、即天皇位」其註ニ「或本云、六年歲次丁卯春三月即位」トアリテ、辛酉ノ年ヨリハ六七年ノ後ニアレドモ、實際天ノ下知シメシタルハ、辛酉ノ年ヨリノ事ニシテ、ソノ年ニ白鳳ト改元アリシコト、水鏡、如是院年代記、海東諸国記等ノ諸書ニ見エタレバ、辛酉ヲ以テコノ天皇ノ即位元年トシタル伝ヘモアリシナルベシ。「至于今年、徵驗已發」トハ、ソノ年正月菅原ノ右大臣左遷ノ變アリシヲ謂ヘルナリ。此ヨリ後辛酉甲子ニ当レル年ニハ、必改元アリ、其ノ度毎ニ、紀伝明経曆算陰陽諸道ノ博士助教ヲシテ、革命革命ノ当否ヲ勘奏セシメ給フコト、為レリ。

伴信友ノ日本紀年曆考ニ「上古の曆日のおもむきは、真曆考にいはれたる、まことにさる事なるべきに、日本紀に記されたるもろこし風の年紀曆日は、いかにして定められけむ」トテ、清行ノ朝臣ノ

請^ニ改元^一之状ヲ引キ、「さるはいと信^{ツケ}がたき説ながら、もろこしにて、旧くより然る説をたて、いひさわげるものありしなり。今其の論説につきて、さらに按ふるに神武記の首章に、東^{コトムケ}征として幸^{イデ}ませる事を記して、始て年の干支を挙て、是年也大歳甲寅と記し、これより干支を挙て年紀を記されたり。さてその甲寅の干支も、もろこしにて、爾雅に十干先^{ハトシヲ}甲、十二支先^{ハトシテヲ}寅、曰撰堤格、淮南子に天維建^ル元^ヲ常以^レ寅始^也也、三五歴記に歳起^テ撰堤、元氣肇始、有神人一号^ス天皇といへる趣の説に合^カへるに似たり。又同紀戊午ノの年に、御兄五瀬命軍中に薨給ひ、また饒速日^命、長髓彦を殺して、帰順^{マツロ}ひ奉りたる由記されたる事どもは、いはゆる革運ノ年ともいはふべきに似たり、故^シつらく考ふるに、そのかみもろこしにて作りたる干支を世に用ひられたることのあるべくもあらず年次月次^{トシナミツキナミ}日次の定まりすら、もはら後のごとくにはあらざるべきことわりなるに、件の甲寅戊午辛酉甲子の年^{ヒナミ}に当りて御所^{ミシツサ}為の合へるさまにきこゆるは、もろこしの暦法を用ひらるゝ御世となりて、それより上つかたの事どもは、曆によりたる年月を当て書記せるものゝ、やうやくにいできたりけむを、はるかに遠き御世の古伝説は、近くさだかなる御世よりかづくゝ推のぼせて、神武天皇の御上におしおよびては、其かみの御所^{ミシツサ}為の次第^{ツイデ}にあはせて、件の四千支を当て、もろこしの星運の説に合せて、年紀をとゝのへられつるものなるべし。但しそは日本紀を撰ばるとて、あらたに然ものせられたるにか、紀元正天皇の養老五年二月の詔に「世諺^ニ云、歳在^ル申年、常有^ニ事故、此如^レ所^レ言云々」と詔へるとみえたり。此ノ前ノ年、日本紀奏進ありき。そのかみはやくより歳につけて吉凶などさだむる説のありて、世諺にもいふばかりなりし御世のさま、

はたおもひ合すべし。さてかく考出たることは、清行ノ朝臣の、革命革命の星運の説を主張して、神武天皇の御世の趣に牽合せられたる説によりて、己は、かへりて上古の年紀を定られたりけむ趣を推考へたるなり。またはやくより史などの然年紀を作りて当たる書のありしにてもあるべし。さるは、はやく神功皇后の御時より、かづく漢文字を用ひ給ひ、年次月日などをば、もろこしさまの韓国の正朔を取用ひ給ひたるめれば、其定に書記せるものもありけむを、古事記には、その御世のころは、さらなり、うけはりてもろこしさまの暦を行はせ給へる推古天皇の御世まで記さしめ給へるに、年紀月日に係てきはやかに記ける事の、ひとつも見えたることなきは、天武天皇の大御慮に、ふかくおもほす趣ありて、みながら年紀月日をも記させ給はざりつるなるべし。古事記ノ序に「天皇詔 之、朕聞諸家之所レ費帝紀及本辞、既違ニ正実、多加ニ虚偽」当今之時、不レ改ニ其失、未レ経ニ幾年、其旨欲レ滅、斯乃邦家之経緯、王化之鴻基焉」とみえたるは、既に前世の事を年紀月次などを推量りて定め記せる書のありけるをも「既違ニ正実、多加ニ虚偽」とのたまへひたまへる中のひとつにてよろづにおほらかに記させいふべき御心しらしなりしかばなるべし。されどもろこし書に比べては、あまりにはかなげにて、あかぬ事におもはるべき世のさまなれば、さらに日本紀を撰ばしめ給ひ、もろこし書にきそひて、ことさらに年紀月日をも定め当て、知らるゝかぎりは、くはしく訂してよろづに委しく記し給へるものなるべし」ト云へり。誠ニ古史ノ秘密ヲ看破シタル論説ナリ。サレバ清宮秀堅ノ新撰年表ノ題言ニモ、「或云、推古以前ノ紀年ハ、修史ノヨリ逆推シテ定メタルモノナリ。ソレユエ謚号モ、推古ト称スト。

此ノ言理アルニ似タレドモ、日本紀ハ、当時史料數種ニヨラレ、千有餘歲用ヒ来レル正史ユエ、一概抹殺シガタシ。故ニ姑ク旧ニヨリ、改メズ」ト云ヒテ、其ノ自註ニ「或書云、神武天皇辛酉ノ即位ハ、易緯ニ辛酉革命甲子革命ト云フ説ニヨラレ、其年ヨリヨキホドニクリサゲシナルベシ。後來辛酉改元甲子改元等モ、コレニヨラレシコト、見ユ」ト云ヘル或書ハ、伴氏ノ年曆考ヲ指セルナルベシ。

伴氏ガ爾雅淮南子三五歷記ヲ引ケルハ、谷川土清ノ書紀通証ニ引カレタルヲ又引キタルニテ、十干先レ甲十二支先レ寅ヲ爾雅ノ文トシタルハ、通証ヲフト讀ミ誤レルナリ。通証ニ云ヘル趣ハ、爾雅ノ釈天二十干ヲ記スルニハ、甲ヲ先トシ、十二支ヲ記スルニハ、寅ヲ先トシテ「太歲在レ甲曰闕逢、太歲在レ寅曰撰提格」トアリト云ヘルナリ。又「天維建レ元、常以レ寅始起」ハ、淮南子天文訓ノ語ニシテ、同篇ニハ「太陰元始、建于甲寅云々」トモアリ。史記ノ歷書、漢書ノ律歷志等ノ説ニ拠レバ、天地ノ成立シ終リタル天皇太帝元年ノ歲首ハ、闕逢撰提格、即甲寅ノ年、冬十一月甲子ノ日、夜半朔旦冬至ニ当リテ、七曜皆会シ、日月如^ハ合璧、五星如^ハ連珠ニナリシヲ、曆家ハ、握先紀ト号シテ、曆元ト立ツル由云ヘリ。三五歷記ハ、呉ノ徐整ノ撰ニシテ、今ハ其ノ書佚シタレドモ、彼ノ語ハ太平御覽芸文類聚、徐堅ノ初學記等ニ引用セラレタレバ通証ハ、ソレヲ書ヨリ又引キタルナラン。神代紀発端ノ一節ハ、全ク淮南子ト三五歷記トノ語ヲ採リテ、文ヲ成シタルヲ見レバ、太祖ノ大御業始メ給ヒシ年ヲ「是年太歲甲寅」ト記サレタルハ、伴氏ノ云ヘル如ク、淮南子三五歷記ナドノ説ヨリ思ヒ附

キ給ヒテノ事ナルベシ。

伴氏ノ論説ニツキテ猶考フルニ、古事記ニ「神倭伊波礼毘古命与_二其伊呂兄五瀬命_一二柱坐_二高千穗宮_一而_二議_一云下_二坐_二何_一地_一者乎_二聞_一看天下之政_一猶思_中東_一行_上即_一ヨリヒムカタ、シテイテマシキツクシニカレイタリマセルトヨクニウツサニ自_二日向_一發_二幸御_一筑紫_一故到_二豊国宇沙_一之時云云、自_二其処_一遷移而於_二筑紫之岡田宮_一一年坐_二亦自_二其国_一上_二幸_一而於_二阿岐国之多祁理宮_一七年坐_二亦從_二彼国_一遷_上上_二幸_一而於_二吉備之高島宮_一八年坐_二」故從_二其国_一上行_一之時経_二浪速之渡_一而泊_二青雲之白肩津_一。此時登美能那賀須泥毘古興_レ軍_一待_二向_一以戰云云」トアリテ、日向ヲ出テ給ヒテヨリ、長髓彦ト戦ヒ給フマデ、少クトモ十六七年ハ歴給ヒキ、サレバ記伝_{十八ノ}十_一丁表、ニモ、「此記の趣は、未_ダ何_レノ国と定_メ賜へることはなくて、只東ノ方にと幸行て、行_レ行_レ美地を求_メ賜ふと聞えたり。邇々芸ノ命の国_マ覓_キ給ひしと同じさまなるべし。故_レ阿岐ノ国にも七年、吉備ノ国にも八年座_セり。若_シ始_メより大倭ノ国と定_メて幸行むには、半途にかくまで久しく留りたまふべくもあらずかし」ト云へり。然ルニ日本紀ハ、日向ニテ議リ給ヒシ時ヨリ、既ニ「東有_二美地_一、青山四周云云、余謂彼地当_レ足下以恢_二弘天業_一、光宅天下_上云々、何_レ不_レ就而都_レ乎」トテ、大倭へト定_メテ出立セル趣ニ書キ改メ、サテ筑紫ニ至リマセル翌月、安芸ニ至リ給ヒ、其ノ翌年、吉備ニ徙リ給ヒ、後三年ニシテ、長髓彦ヲ討チ給ヒシ由記サレタレバ、発_レ駕ノ年ヨリ僅ニ五年ニ過ギズ。サルハ、甲寅戊午ノ干支ニ合ハセンガ為ニ、行々美地ヲ求_メ給ヒシ途中ノ年数ヲ減ゼラレタル者ナルベシ。

又倭ノ国既ニ平ギタル上ハ、直ニ天ツ日嗣知ロシメサンコトハ、当然ノ事ナルヲ、其ノ後三年ニ至リテ、「辛酉年春正月庚辰朔、天皇即^{ツキマセリタカミクラニ}位^ニ於^レ橿原宮^ノ、是歲^ヲ為^ス天皇元年^ノ」ト記サレタルハ、辛酉革命ノ年ヲ元年ト立テラレンガ為ナリト知ラル。

抑讖緯ノ学ハ、支那ノ古代ヨリ行ハレタル陰陽五行ノ説ニ胚胎シ来リ、前漢ノ末ニ至リ、凶讖ノ書トテ、天文曆数ニ附会シテ後事ヲ豫言セル者、アマタ世ニ著レタリ。王莽、甚之ヲ尚ビケレバ、時人其ノ意ニ阿リ、競ヒテ讖文ヲ作り、符命（上帝ノ示現）ト号シテ之ヲ奉リテ、莽ノ逆ヲ助ケタリ。光武帝モ又其ノ説ニ惑ヒ、人ヲ用ヒ政ヲ行フニモ、多クハ符命ヲ以テ疑ヲ決シ、遂ニ詔ヲ下シテ、讖書ヲ国内ニ宣布セシカバ、其ノ学大二世ニ行ハレ、馬融鄭玄ナド云ヘル大儒マデモ皆其ノ説ヲ採リテ諸經ノ註釈ニ用ヒタリ。其ノ書、主要ナル者数十部アリ、儒者ノ七經ト經緯ノ用ヲ為ストテ、緯書ト号シ、易緯書緯詩緯禮緯樂緯孝經緯春秋緯ノ七類ニ分ル其ノ外讖緯ニ属スル雜書、甚多カリキ。

支那ニテ緯書ノ最モ盛ニ行ハレタルハ、東漢ヨリ隋マデノ間ニシテ、晋ノ武帝、秦王符堅、宋ノ孝武帝、梁ノ武帝ナド、皆凶讖ノ学ヲ禁ジタルコトアレドモ、其ノ令行ハレザリシガ、隋ノ文帝、之ヲ禁ズルコト逾敵シク、煬帝ニ至リ、使ヲ發シテ、国内ノ書籍ノ、讖緯ト関涉スル者ヲ搜リテ、皆焚カシメタリ。其ノ後唐ノ儒臣、五經正義ヲ作ルニ及ビテ、頗ル其ノ説ヲ排斥シタリシカバ、其ノ学遂ニ衰へ、今ニ至リテハ、其ノ書皆散逸シテ、易緯乾鑿度、及乾坤鑿度ノ外ハ、一部モ全ク存スル者ナシ。

皇朝ニハ、足利氏ノ世ノ頃マデ、緯書頗ル存シタレドモ、今ハ全ク失セタリ。清行ノ引キタル春秋緯ノ語ハ、保延七年辛酉、右京ノ大夫藤原ノ敦光、建仁三年癸亥、陰陽博士阿部ノ晴光等ノ勘奏ニ、春秋合誠図ニクト云ヒ、後漢書郎顛ガ伝ノ章懷太子注ニ合誠図ノ此ノ文ヲ引キ、天道ヲ至道ニ作り、宋均注ノ文ハ、「三、三正也、五、五行也、三正五行、王者改代之際会也、能於此際自新如初、則通無窮也」トアリ。詩緯ノ語ハ、嘉吉四年甲子、曆博士賀茂ノ在成、文龜四年、甲子、参議菅原ノ和長等ノ勘奏ニ、詩緯推度災ニク曰ト云ヘリ。推度災ノ遺文ハ、明ノ孫穀ガ古微書及ビ玉函山房輯佚書ニ數十條見エタレドモ、清行ノ引キタル語ハ、已ニ佚セリ。易緯ノ語ニツキテハ、元応三年辛酉、大外記中原ノ師緒ノ勘奏ニ「易緯十卷之中無一件文、此外有他緯哉否曾以愚管所不窺見也、粗考典籍、五經曆算引易說、有此文、同曆紀經、歟、此書等、非聖人之著作、尚胎疑殆、出於緯候之說、可謂幽玄之義、我若无本書之所見、以何說立四六二六之乘數、可及革命当否之沙汰乎、今度宜被決群才、被垂法於将来者歟」ト云ヘリ。曆紀經ト云ヘルハ、唐ノ王肇ガ著セル開元曆紀經ト云ヘル書ニシテ、清行ノ革命ノ議ハ、大抵其書ノ趣旨ニ本ツキタルガ如ク見ユ。

漢学ノ皇国ニ入りタルハ、東晋南朝緯書流行ノ際ニ当リ、之ヲ伝ヘタル百濟人ハ、殊ニ陰陽占トノ說ヲ好メリ。宋書夷蛮伝ニ、文帝元嘉二十七年、百濟王餘毘三國史記ノ毘有王ノ「奏求易林占式腰弩」タルコトヲ載セ、通典辺防東夷ノ処ニ百濟ノ俗ヲ叙シテ、「俗重騎射、兼愛墳史、其秀異者、頗解屬文、

又解_二陰陽五行_一、用_二宋元嘉曆_一、以_二建寅月_一為_二歲首_一、亦解_二醫藥卜筮占相之術_一トアリ。欽明天皇、百濟ヨリ医博士易博士曆博士ヲ招ギ給ヘル時、ト書曆本ヲモ奉ラシメ、推古天皇ノ時ニハ、僧觀勒來リテ、曆本及天文地理ノ書並遁甲方術之書ヲ貢シ、大友ノ村主高聰ハ、天文遁甲ヲ学ビ、山背ノ臣日並立ハ、方術ヲ学ビ、皆業ヲ成セリ。其ノ後天武天皇ハ、天文遁甲ヲ能シ給ヒ、始メテ占星台ヲ興シ給ヒ、此ヨリ陰陽道ノ一科起リテ、国家須要ノ一方術トナリ、遂ニ陰陽寮ナル一局ヲ設ケテ、大学寮ト並立シ、専ラ其ノ道ヲ講ズル事ト為レリ。サレバ革命革命令等ノ運數ノ説ヲ唱ヘタルモ、清行ニ始マレルニ非ズ。養老五年辛酉二月ノ詔ニ、「世ノ諺_ニ云、歲在_レ申_ニ年常有_二事故_一、此如_レ所_レ言、去庚申_一年、咎徵屢見、水旱並臻」ト云ヒ、宝龜十一年庚申正月ノ詔ニハ、「今_二三元初曆_一、万物惟新_{ナリ}、宜_二順_{ヒテ}陽和_一、播_中茲凱沢_ト」トテ、大赦ヲ行ヒ、田租ヲ免ジ、サテ明年辛酉正月朔、天応ト改元アリキ。清行ノ時ヨリ稍後ノ事ナガラ、寛仁四年庚申十一月宇佐恒例使ヲ立テサセラレタル宣命ニハ、「世_レ諺_ニ庚申辛酉_一能_レ歲者、天下不_レ靜_登從_レ古伝_來禮利」ト云ヘルヲ見レバ、此等ノ運數ノ説ハ古クヨリ行ハレタルコト著シ。

革命ノ期ト云ヘル事ハ、周易革卦ノ象ニ「革、水火相息云々、天地革、而四時成、湯武革_レ命、順_ニ乎天_一而応_ニ乎人_一、革之時大矣哉、」其ノ象ニ「沢中有_レ火、革、君子以治_レ歷明_レ時」ト云ヘルニ本ヅキタル説ニシテ、之ヲ辛酉ノ歲ニ當ツル理由ハ、寛仁五年辛酉、助教藤原ノ頼隆ノ勘奏ニ、「礼記月令云、其

日庚辛、注云、庚之言更也、辛之言新也、万物皆新變更也、尚書洪範云、金為從革、金性能改也、按五行大義、金之正方在酉、含慾氣矣、故以兌上離下象革卦矣」ト云ヒ、五行太儀は、隋ノ肅吉ガ著セル五行書ナリ。承曆四年庚申、東宮ノ學士大江ノ匡房ノ勘奏、永保四年甲子、參議藤原ノ実政ノ勘奏、何レモ開元曆紀經ナル「辛酉為金、戊午為火、火歲革運、金歲革命、尤協革卦之躰」ノ語ヲ引キテ、五運行ノ理ヲ述ベタリ。諸道ノ博士ノ論ズル所皆此ノ如キ附会ノ說ニ過ギザレドモ、當時ノ人ハ、之ヲ天理ノ当然ト信ジ、善相公江帥ノ如キ名儒モ更ニ之ヲ疑ハザリシナリ。

中原ノ師緒ノ勘奏ノ続キニ、緯說^ル不可^ラ用事ヲ論ジ、「古文尚書正義云、其緯文鄙近、不出聖人前賢共疑、有^レ所不^レ取也、又云、前漢之時、有^二東萊之張霸^一、偽為^レ緯也、毛詩正義云、緯候之說、偽多而実少也、礼記正義云、伏羲之後年代參差、所^レ說不^レ一、緯候紛紜相乖背、且復煩而無^レ用也、今就^二是等之文^一、按^二其義^一、緯候之說、偽謬而実少、不^レ出^二於孔子之說^一、又非^二於門徒之録^一、是故疑難之文、竹帛多存^レ之、縱雖^二本書設^レ文、不^レ足^レ為^レ証、矧亦其文不^レ詳、弥招^二疑殆^一者歟、凡術数之芸者、聖人之所^レ賤也、吾道、一以貫^レ之、百慮而一致也、猥不^レ拋^二經史之義^一、可^レ用^二讖緯之說^一乎」ト云ヒテ、辛酉改元ノ事ヲ難ジ、北畠准后親房公此ノ時中納言ナリシガ、「凡聖人之治^二天下^一、必自^二人道^一始、興衰治乱、在^二于德^一、不^レ在^二于天^一、聞^二于人^一、不^レ聞^二于神^一之故也、而儒家仍述^二符命之事^一、不^レ本^二德政之道^一、豈非^二刻^レ鵠之者^一為^レ鷲哉、後漢書曰、人情忽^二於見^レ事、貴^二於異聞^一、觀^二聖王之所^一記述^一、以^二仁

義正道_ニ為_レ本、非_レ有_ニ奇怪虚誕之事_一、今諸巧慧小材技数之人、増_ニ益凶書、矯稱_ニ讖記_一、可_レ不_レ抑_ニ遠
 之_一哉云々、就_レ之謂_レ之、如_ニ清行朝臣密奏_ニ者_一、見_レ幾而假_レ事、古之王孫滿之流歟、非_レ垂_ニ将来之法_一
 哉」トテ、改元スルニ及バザル旨論奏シタレドモ、採用セラレズ、先例ニ倣ヒテ元亨ト改元アリキ。
 其ノ後三年、元亨四年甲子二月ノ仗議ノ事ニ付、花園院御記ニ「晦日丙戌晴、伝_ヘ聞_ク今日甲子仗議
 云々、後聞_ク今年不_レ當_ラ大變_ニ之由_一、多以議奏云々、又改元無_ニ沙汰_ニ云々、抑_ニ變命變運_ハ、古來所_レ恐_レ來_一
 也、而先度辛酉之時、緯候非_ニ聖人之著作_ニ、頗_レ涉_ル于迂誕_ニ之由_一、有_ニ沙汰_ニ、余思_ニ緯候之綺_ハ、聖人所_レ不_レ
 用_レ也、以_ニ術数_ヲ推_ハ天運_ヲ、不_レ先_レ德_也、而緯候之說、非_ニ偏_ニ為_ニ虚說_ニ也、仍_レ或用_レ之、但_ニ寿夭無_レ式_一、修_テ
 身俟_レ命_也、是君子之志也、是以不_レ用_ニ天運之術数_ニ、只_レ修_ス德_ヲ、緯候之書、不_レ可_レ違_レ學_ニ之故_也、然者雖_レ
 當_ト變_ニ革_ニ之年_一。朝議豈可_レ煩_ス乎、詩緯之自新如_レ始無_レ窮_ニ云々、是古_ノ緯候之說又_レ如_レ此_ノ、況_ニ他書_ヲ乎、用_ニ日
 新_ニ之道_一、不_レ可_レ閑_ル變_ニ革_ニ之運_ニ之條、文_ニ已_ニ分明_{ナリ}、延喜元年雖_レ有_ニ改元_ニ、四年無_ニ沙汰_ニ、有_ニ日新_ニ之道_一之
 故也、德若非_ニ日新_ニ者_一、緯候之說、又_レ不_レ可_レ有_レ違_レ歟、只在_ニ德_ニ之有_ニ無_ニ、更_レ非_ニ變_ニ之當_ニ否_ニ者_也、時宜之
 趣、誠_ニ有_レ謂_レ歟、後代君子宜_レ拋_レ用_一、若不_レ量_ニ己_ニ德_ヲ、謬_テ謂_レ不_レ閑_ニ變_ニ革_ニ、豈_レ免_ニ天運_ヲ乎、能_レ可_レ有_レ量_ニ耳
 云々」ト記サセ給ヘリ。此ノ時モ、改元ニ及バズト一旦ハ定マリシガ、遂ニハ又先例ニ從フコト、ナ
 リテ、ヤガテ正中ト改元アリキ。其ノ後、一條ノ禪閣兼良公ハ、三革論ヲ著シテ、此等ノ事ヲ論ゼラ
 レシガ、管々シケレバ、コ、ニ引カズ。ソレヨリ後ハ、永祿四年ト元和七年ト二回ノ辛酉ノ年ノミハ、

故アリテ改元ノ沙汰ナカリシガ、其ノ他ハ先帝ノ元治元年甲子マデ、辛酉甲子ゴトニ必改元アリキ。昔ノ学者ハ、辛酉革命ノ説ヲ信シタルコト、右ニ述ベタルガ如クナレバ、年数ノ慥ナラザル神武天皇ノ元年ヲ後世ヨリ推定センニハ、辛酉ノ年ナラデハ、之ニ当ツベキ年ナカルベシ。又此ノ紀元ハ、人皇ノ世ノ始年ニシテ、古今第一ノ大革命ノ年ナレバ、通常ノ辛酉ノ年ニハ置キ難ク、必一蔀ノ首ナル辛酉ノ年ニ置カザルベカラズ。清行朝臣ノ説ニテハ、神武天皇元年辛酉ヨリ齊明天皇六年庚申マデ千三百二十年、此即鄭玄ノ謂ヘル一蔀ニシテ、同七年辛酉天皇崩ジ給ヒテ、天智天皇位ヲ嗣ギ給ヘル年ハ、第二蔀ノ首ナリト云ヘリ。此ノ説ニ就キテ考フレバ、神武紀元ヲ推定シタル人ハ、先ツ天智天皇ノ初年ヲ第二蔀ノ首ト定メテ、ソレヨリ千三百二十年前ニ逆推シタル者ト思ハル。然ルニ此ノ千三百二十年ト云ヘル数ハ、甚疑ハシキ者ナリ。鄭玄ハ、明カニ「六甲為ニ一元、七元有三變、三七相乗廿一元為ニ一蔀」ト云ヘリ。即一元ハ、六十年、七元ハ四百二十年、之ニ三ヲ乗ズレバ、千二百六十年ニシテ、千三百二十年ニ非ズ。千三百二十年ハ、二十二元ニシテ、三七相乗ノ数ニ非ザレバ、此ノ数ハ、恐ラクハ千二百六十年ノ違算ナルベシ。鄭玄ノ説ニ於テ、一蔀ハ、果シテ二十一元ナラバ、神武紀元ハ、天智天皇ノ初年ヨリ推シタルニハ非ズシテ、其ノ六十年前ナル推古天皇九年辛酉ヨリ二十一元ノ前ニ推シタル者ナラン。推古ノ朝ハ、皇朝政教革新ノ時ニシテ、聖德太子、大政ヲ執リ給ヒ、始メテ曆日ヲ用ヒ、冠位ヲ制シ、憲法ヲ定メ、専ラ作者ノ聖ヲ以テ自ラ任ジ給ヘル折柄ナレ

バ、此朝ノ辛酉ヲ以テ第二部ノ首ト定メテ、神武紀元ヲ第一部ノ首ニ置カレタルハ、蓋此ノ皇太子
 ノ御所為ナラン。ミシワザ此ノ御世ノ二十八年ニ、皇太子、蘇我ノ馬子ノ大臣ト共ニ議リテ録シ給ヘル天皇
ミフミ及クニフオオミラシトモノミヤツコラニノミヤツコモモヤントモノマオホミタカラモレノフミ
 記及國記臣連伴造國造百八十部並公民等本記ト云ヘルハ史記ノ躰裁ハ極メテ支那ノ本
 紀世家ナド云ヘル者ニ擬セラレタルベケレバ、神武紀元ノ年ヲ何ノ年ト明記セズバ、躰裁善カラジト
 テ、緯說ニヨリテ、一部二十一元ノ前ノ辛酉ト定メサセラレシナルベシ。是等ノ書ハ、蘇我氏ノ乱ニ
 焚ケ失セテ、僅ニ其ノ燼餘ヲ、船フネ史惠尺ガ、疾ク取りテ、中ノ大兄ノ皇子天智ニ奉リシ由ナレドモ、
 全本ハ、世ニ伝ハラザリキ。カクテ日本紀撰修ノ時ニ当リ、此ノ紀元ハ、太子撰定ノ旧ニ依リ、其レ
 ヨリ九百年許、即神功皇后マデノ事蹟ニ関シテハ、紀ノ撰者ガ、長曆ニ依リテ、其ノ年月日ヲ作り給
 ヒ、又其ノ後三百年間ノ事跡ニテモ、年月ノ知レザル者ハ、撰者ノ填補シ給ヒシ者アルベシ。
 青山延于ノ皇朝史略ノ凡例ニ「是編、推古已前未レ行_レ曆法、則槩不レ係_レ年月、從_レ古事記書法、推
 古十二年、始行_レ曆法、自_レ是已後、係_レ年月云_レトアリ。是ノ書ハ、大日本史ヲ節略シタル者ナル
 ニ、本書ガ日本紀ノ年月ヲ用ヒタルニ拘ハラズ、一概ニ省略シタルハ、史家ノ作為ニ出デシ者ト判定
 シタルガ故ナリ。

事実ヲ直書スベキ歴史ニ於テ、右ノ如キ作為ノ事アリテハ、縦ヒ正史ニ立テラレタリトモ、世人ノ
 疑訝ヲ招クベキガ如ク思ハルレドモ、當時ノ人情ニテハ、サニアラズ。上下挙リテ漢風ヲ喜ベル時ナ

レバ、国史ノ躰裁ノ改良セルハ、最モ世人ノ好尚ニ適シ、又国初ト云ヘバ、世界ノ太始ノ如ク考フルハ国史ヲ讀ム人ノ通情ナリシカバ、神代ニ続キタル人皇ノ初世ノ、支那三代ノ末ナル東周ノ世ニ当レルヲ、イカデカ上リ過ギタリトハ思フベケン。列聖ノ長寿ノ如キハ神代ニ近キ世ノ当然ノ事トシテ、誰モ怪ム者ハ無カルベシ。カクテ此ノ年紀ハ、一般ニ信用セラレタルナリ。

第四章。神功応神ノ二御代ノ考。

日本紀ノ年紀ノ信ズベカラザルコトハ前章ニ述ベタルガ如クナレドモ列聖ノ年代ニ幾年ノ延長アルカハ今考フベカラズ。唯神功応神紀ニ記シタル百濟王ノ世伝ヲ以テ、三国史記又ハ東国通鑑ナル韓史ニ比較スル時ハ神功皇后応神天皇ノ御世ハ、略推定スルコトヲ得ベシ。今両国ノ史ヨリ、百濟王ニ関スル記事ヲ上下ノ欄ニ抄記セン。

日本紀

神功紀四十六年(紀元九百六年) 丙寅、遣ニ斯摩ノ宿禰ヲ
于卓淳ノ国ニ云々、即以下倭人爾波移ト与ニ卓淳人過
古ニ二人上遣シテ于百濟ノ国ニ、慰ニ勞ス其王ヲ、時百濟背
古王深之歡喜而厚遇焉。
同四十九年(紀元九百九年) 己巳、以ニ荒田別鹿我別一
為ニ將軍ト云々、屠リテ南蠻枕弥多礼ヲ、以賜フ百

東国通鑑

丙午、晋ノ穆帝永和二年(紀元千六十年) 百濟王契王薨、比流王第
二子近肖古立。

濟_ニ於_レ是其王肖古及王子貴須、亦領_レ軍來會。

同五十二年(紀元九百十二年) 乙亥)、(百濟王) 乃謂_ニ

孫枕流王_ニ曰云々。

同五十五年(紀元九百十五年) 乙亥)、百濟背古王薨。

同五十六年(紀元九百十六年) 丙子)、百濟王子貴須立_テ

為_レ王。

同六十四年(紀元九百二十四年) 甲申)、百濟國貴須王薨。

王子枕流王立_テ為_レ王。

同六十五年(紀元九百二十五年) 乙酉)、百濟枕流王薨王

子阿花年少、叔父辰斯奪立_テ為_レ王。

応神紀三年(紀元九百三十二年) 壬辰)、是歲、百濟辰斯

王、失_ニ礼於貴國天皇、故遣_ニ紀角宿禰、羽田

矢代宿禰、石川宿禰、木菟宿禰_ヲ噴_ニ讓_ス其无礼

狀_ヲ、由_レ是百濟國殺_ニ辰斯王_ヲ以謝之、紀角宿

乙亥、晋ノ考武帝寧康三年(紀元千三十五年) 百濟王近肖古薨、太子

近仇首立。

甲申、晋ノ考武帝太元九年(紀元千四十四年) 百濟王近仇首薨、元子

枕流立

乙酉、晋ノ太元十年(紀元千四十五年) 百濟王枕流薨、太子阿

華幼、王弟辰斯立。

壬辰、晋ノ太元十七年(紀元千五十二) 百濟王辰斯薨於狗原行宮、

枕流之子阿萃立。

禰等、便立^テ阿花^ヲ為^{シテ}王而歸。

同八年（紀元九百三十七年）丁酉、百濟記云、阿花王立、

无^レ礼^ニ於^レ貴^ニ國、故奪^フ我枕弥多礼及峴南支侵谷

那東韓之地、是以遣^{シテ}王子直支于天朝、以修^ニ

先王之好^一也。

同十六年（紀元九百四十五年）乙巳、是歲百濟阿花王薨、

天皇召^{シテ}直支王、謂之曰、汝返^{リテ}於^ニ國、以嗣^ゲ位^ヲ、

仍且賜^{ヒテ}東韓之地、而遣^シ之。

同二十五年（紀元九百五十四年）甲寅、百濟直支王薨、即

子久爾辛立為^レ王。

神功紀四十六年五十五年ノ背古ハ、肖古ノ誤リニシテ、即韓史ノ近肖古、貴須ハ、韓史ノ近仇首、阿花ハ、韓史ノ阿莘、直支ハ、韓史ノ腆支ナリ。肖古仇首ハ、各前後ニ主アリテ、枕流辰斯ノ父祖ナ

丁酉、晋ノ安帝隆安元年（紀元千五十七年）百濟与^レ倭結^レ好、遣^ニ太

子腆支^ニ為^レ実。

乙巳、晋ノ安帝義熙元年（紀元千六十五年）百濟王阿莘薨。太子腆支

質^ニ倭國、不^レ還、太子仲弟訓解撰^ニ國政、以待^ニ

太子之還、季弟磔礼殺^ニ訓解、自立為^レ王、腆

支聞^ニ王訃、痛哭請^レ歸、倭王以^ニ兵百人、衛送、

腆支既至^ニ國界、云々、以^ニ倭兵、自衛、依^ニ海島、

備^レ之、國人殺^ニ磔礼、迎立為^レ王。

庚申、宗ノ武帝永初元年（紀元千八十年）百濟王腆支薨、長子久爾

辛立。

ルハ、後ノ肖古仇首ナルガ故ニ、韓史ハ、常ニ近ノ字ヲ冠ラセテ記セリ。前肖古ハ、百濟第五代ノ主ニシテ、紀元八百二十六年漢ノ桓帝延熹九年、ニ立チ、在位四十九年、紀元八百七十四年漢ノ獻帝建安十九年、ニ薨ジ、其ノ子前仇首立チ、在位二十一年、紀元八百九十四年魏ノ明帝青龍二年、ニ薨ジキ。ソレヨリ沙伴、古尔、賁稽汾西、比流、契王ノ六代、總ベテ一百十二年ヲ歴テ、近肖古ノ世ト為レリ。然ルニ日本紀ナル神功皇后撰政元年ト云ヘル年ハ、近肖古ノ時ニ先ダツコト百四十五年、紀元八百六十一年、漢ノ獻帝建安六年、前肖古ノ三十六年ニ当リテ神功紀ノ肖古ハ前肖古ナルガ如ク見ユルニ由リ、大日本史ノ外国伝ハ、百濟王ノ世伝ヲ叙スルニ、紀ノ肖古貴須ヲ以テ、韓史ノ前肖古前仇首トシ、枕流辰斯ヲ以テ、直ニ之ニ接シテ、沙伴以下近肖古近仇首マデ八王ノ名ヲ刪落セリ。サレドモ此等八王ノ世系事跡ハ、韓史ニ明記シタルノミナラズ、皇朝ニ歸化セル蕃族ノ中ニモ、沙伴、古爾、比流、近肖古、近貴首諸王ヨリ出デタリト称スル者、甚多クシテ、姓氏録ニ明記シタレバ、此等諸王ノ有リシコトハ、甚明カニシテ、王系中ヨリ除キ去ルベキ理ナシ。カクテ肖古仇首ハ、各ニ主アリテ、紀ノ肖古貴須ハ、枕流辰斯ノ父祖ナレバ、近肖古近仇首ナルコト、疑ヒナシ。続日本紀四十、延曆九年津ノ連真道等ノ上表ニ「夫百濟太祖云々、降及近肖古王、遙慕聖化、始聘貴國、是則神功皇后撰政之年也」トアルモ、紀ノ肖古ハ、近肖古ナルコトノ明証ナリ。又古事記応神天皇ノ段ニ、百濟國王照古王ノ時、阿知吉師ヲ遣シテ、馬ヲ獻リ、又ソノ後和辺吉師ヲ遣シテ、論語十卷、千字文一卷ヲ獻レルコト見ユ。百濟ニテ文学ノ興リ

シハ、前肖古ノ時ヨリ遙ニ後ノ事ナレバ、応神天皇ノ御世ニ当レルコノ照古王ハ、前肖古ニ非ザルコト明カナリ。

サテ近肖古以下六王ノ世伝ニツキ、紀ニ記シタル年代ハ、韓史ニ異ナレドモ其ノ干支ノミヲ比較スレバ、甚ダ能ク符号セリ。韓史ニ拠レバ、近肖古ハ紀元千三百十五年乙亥ノ歳ニ薨ゼシヲ、紀ハ、之ヲ其ノ百二十年前ニ置キ、其ノ干支ハ、同ジク乙亥ナリ。近仇首ノ即位ハ、韓史ニテハ、近肖古ノ薨年にアレドモ、紀にては、翌年丙子ニアリ。次ニ甲申ノ歳ニ、近仇首薨ジテ、枕流立チ、乙酉ノ歳ニ、枕流薨ジテ、辰斯立チ、壬辰ノ歳ニ、辰斯死シテ、阿莘立チ、丁酉ノ歳ニ、腆支入侍シ、乙巳ノ歳ニ、阿莘薨ジテ、腆支立テタルモ、紀ハ、皆百二十年前に記シテ、其ノ干支は、違ハズ、唯腆支薨ジテ、久爾辛立チタルハ、韓史ニテハ、庚申ノ歳ナルヲ、紀ハ、百二十六年前ノ甲寅ノ歳ニ記シタレバ、干支モ、六年ノ差ヲ為セリ。

両国ニテ別々ニ編述セル占代ノ史書ニ、カ、ル記事ノ符合アルハ、殆ト得難キ事ナリ。蓋當時百濟ヨリ帰化セル土人ノ、自ラ時事ヲ記録セル者モアルベク、又紀註ニ引キタル、百濟記、百濟新撰、百濟本記ノ類、専ラ彼ノ国ノ事ヲ記シタル書モアリテ、紀ノ撰者ガ、倭韓交渉ノ事蹟ヲ記スルニ、材料乏シカラザリシガ故ニ、此ノ如ク精密ナルナリ。

サテ両国ノ史ニ於テ、記事モ干支モ、此ノ如ク符合セルニ、百二十年ノ差ハ、イカニシテカ生ジタ

ル。此ノ事ニハ、本居氏モ早ク心附キテ、記伝^{卅三丁}ニ「東国通鑑などには、阿花を阿莘^{カキ}と作て、其ノ元年は、晋ノ太元十七年とあれば仁徳天皇八十年にあたり、其ノ薨^{ミツセ}たるは、其ノ十四年とあれば、履中天皇ノ六年ニにあたれば、書紀と百二十年ばかり違へり。そもく東国通鑑などは、信^{ツク}がたきこと多しといへども、此年代は、彼書の方よろしかるべし。書紀は伝^{マギレ}への乱にて、年代違へり^{マギレ}と見ゆ」ト云ヒ、又^{其ノ廿五丁}ニ「東国通鑑には、腆支王の元年は、晋ノ義熙元年とあれば、履中天皇の六年に當りて、書紀と年代^{イタ}大く違へり。されば上にも云る如く書紀は、伝への乱^{マギレ}にて阿花王直支王は、此ノ御代に非ず後の御代のこと、おぼし云々」ト云へり。紀ノ誤リハ、サル事ナガラ、コハ唯伝へノ混レニハアルマジ。紀ノ編者ガ、手中ノ材料ヲ整頓シテ、干支紀年ヲ数字紀年ニ改メラル、ニ當リテ、偶然ノ誤リヨリ、此ノ時代ノ事跡ヲ二周甲ノ前ニ置カレタルカ。然ラズンバ、神武紀元ヲ遙二千三百餘年ノ古ニ置カレタルガ故ニ、神功皇后応神天皇ノ御世ヲモ自^{オソツカ}ラ其ノ相当ノ時代ニ置クコト能ハザレバ、殊サラニ諸帝ノ在位ヲ延バシ、遂ニ百濟ノ列王ヲモ併セテ、二周甲ノ前ニ移シテ、其ノ干支ノミハ百濟ノ原書ニ合セ置カレタルナラン。

星野博士、嘗テ落合直澄氏ノ帝國紀年私案ヲ駁シタル論文^{「文」雜誌第ニ卷第二号}、ニ続紀津ノ連真道等ガ上表ト文忌寸最弟ガ上言トヲ引キテ、「百濟ノ始メテ我ニ通ゼシハ、彼ノ近肖古王ノ時ニシテ、我ガ神功撰政ノ年ニ當リ、学士ヲ貢ゼシハ、彼ノ近仇首王ノ時ニシテ、我ガ応神帝御宇ノ年ニ當タリ、コノ二

代ノ肖古仇首ハ皆近肖古近仇首ニシテ、初代ノ肖古仇首ニ非ザルコト、明々白白ナリ云々」 「神功応神二代ノ百濟ノ近肖古近仇首二王ト相値ルハ、古事記続日本紀、皆明証アレバ、千古ノ鉄案、断乎トシテ動スベカラズ。史ヲ論ズル者、マサニ之ニ拠リテ上世代ノ枢軸ト為シ以テ上下古今ヲ推定シ、併セテ各国ノ年曆ヲモ照較スベシ。則チ真正ノ年紀、心目ノ間ニ瞭然トシテ、悠謬ノ談ニ誑惑セラ、コトナカルベシ。但吾輩ハ、信以伝信、疑以伝疑、知ラルベキ事理ハ、心力ヲ竭シテ求ムレドモ、知ルベキノ因ナキ者ハ、強テ知ランコト、求メズ」ト云ヘルハ、試ニ不易ノ格言ナリ。

第五章。国史ト韓史ト紀年ノ比較。

右ノ百二十年ノ差ニ関シテ、其ノ誤リハ、国史ニ在ラズシテ韓史ニ在ルベシト疑フ者アリ。此ノ疑ヒヲ解カンニハ、先ヅ韓史ノ紀年ト国史ノ紀年ト比較シテ、孰レカ多ク信拠スベキヲ考ヘザルベカラズ。新井白石ノ史論ニ、韓史ノ訛多キヲ辨ジテ、其ノ末段ニ「東史作_二于高麗之世_一、号為_二粗略_一、況於_二韓載籍無_レ徵者_一乎、三韓載籍無_レ徵、三国僅有_二国乘_一、粗畧大甚、出_二于朝鮮李克墩之言_一、天朝旧史、即謂_二旧事_一、記_一也、既成_二于三国鼎峙之日_一、而本記新撰世記等書、即謂_二百濟本紀、百濟新撰、高麗僧道顛日本世記等書_一也、雖_レ係_二外史_一、亦皆當時実録、互_レ可_二以証_一、若_二彼東史之作_一、在_二乎千載之下_一、而出_二于三国之後_一、載筆之士、綴拾補苴、僅取_二于旧聞遺事_一、実惟存_二十一於千百_一而已、属辞比事、尤多_二牴牾_一、豈可_二盡信_一哉」ト云ヒ、藤井貞幹ノ衝口発ナル妄言ヲ駁撃セル本居氏ノ鉗狂人ニモ、「これらの書（三国史記東国通鑑ナド）は、ことに後の物にして、信じがたき事おほく、年紀なども、たがへる事共おほくて、古の事共を記せるは、すべて拠とするにたへざる物なるに、さる事をも思ひはからずして、ゆくりなく証拠としたる論者の浅見、おしはかられてあはれ也」ト云ヘリ。新井氏ガ「東史作_二于高麗之世_一」ト云ヘルハ、三国史記ヲ指セルナリ。此ノ書ハ、高麗ノ集賢殿大学士金富軾ノ編輯ニテ、近衛天皇久安二年、宋ノ高宗紹興十六年、高麗ノ仁宗恭孝王二十四年ニ成リ、日本紀ノ奏上ニ後ル、コト四百二十五年、東国通鑑ハ、又其ノ後三百三十九年、後土御門天皇文

明十七年、明ノ憲宗成化二十一年、朝鮮ノ成宗康靖王十六年ニ至リ、達城君徐居正等ノ手ニ成リ、其ノ三国時代ノ記事ハ、専ラ三国史記ヲ以テ底本トセリ。

二史ハ、此ノ如ク晚出ノ書ニシテ、且其ノ文中ニハ、荒唐不經ノ談、又ハ記者ノ杜撰ト見ユル説ナキニハ非ザレドモ、大躰ハ三国時代ノ旧記ト支那歷代ノ史鑑ト二本ツキテ編輯シタル者ナレバ、徒ニ其ノ晚出ナルニ由リテ、其ノ舛訛多カラシコトヲ速断スベカラズ。文学博士坪井九馬三氏ノ三国史記史学雜誌第
会參拾五号ニ「本書は、金富軾年六十七退職の後撰したりと見ゆれども、其材料は、十数年

苦心して蒐集したるなるべし。今本書の記事引用書より之を推すに、富軾は、陳寿より歐陽修に至

る漢土歴代史家の撰述、高句麗ノ李文真の刪修留記、新羅ノ金大問の伝記、高僧伝、花郎世記、樂本、

漢山記、崔致遠の帝王年代曆、桂花筆耕、文集等の韓籍、古碑銘、鸞郎碑序、金慶信
碑、三郎寺碑文等、及自家ノ旅行見聞

等に抛りて、本書を編纂したるなれば、本書の成るは、日本紀の脱稿に後るゝこと四百二十五年なりとて、決して本書を目して後世の妄撰なりとは為すべからず」ト云ヘリ。サレバ二史ノ紀年ノ正否ハ、其ノ材料ニ用ヒタル三国史乗ノ性質ニ随フコトナレドモ、此等ノ遺文ハ、彼ノ国ニテモ甚稀ナル由ニテ、之ヲ觀ルベキ便ナケレバ、今ハ三国史記ノ内部ノ徵証ト漢史ニ対スル關係トニ依リテ、其ノ紀年ノ正否ヲ到定セザルヲ得ズ。

英人あすとん氏ノ日本上古史論

英文亜細亞協會報
告第六十卷第一篇

ニ曰ク、「朝鮮日本ノ上古記録一般ニ付、両国史ヲ

比較スレバ、朝鮮史ノ方ニ、信用スベキコト多シ。基督紀元前ハ、姑ク置キ、紀元後ノ帝王在位年数ニ付キ、ぶらむせん氏ノ法ニ倣ヒテ稽査スレバ、日本史ニハ、初ノ四百年間ニ於テ、僅ニ七代ノ帝アルノミナレドモ、同年間ニ、高句麗ニハ十七代、新羅百濟ニハ十六代ノ王アリ。此ノ七代ノ日本帝ノ平均寿ハ、百二歳ナリ。朝鮮諸王ノ享年ハ、通例記載ナシ。治世ハ、何レモ非常ニ長キコトナシ（唯駕洛國ノ始祖金首露ハ、在位百八年、寿百五十八歳トアレド、コハ、寧朝鮮本部ノ外ノ事ナレバ、誤リモアラン）。最モ長キハ、高句麗ノ一王ニシテ、在位七十年、寿九十八歳、其ノ諡号ヲ長寿王ト云フ。左ニ掲ぐる表ニ依リテ、四百年間諸國帝王ノ代数ノ平均数ノ大概ヲ知ルベシ。

国名

基督紀元

帝王代数

日本	一年ヨリ四〇〇年マデ	七
新羅	一年ヨリ四〇〇年マデ	一六
高句麗	一年ヨリ四〇〇年マデ	一七
百濟	一年ヨリ四〇〇年マデ	一六
支那	一年ヨリ四〇〇年マデ	三八
日本	四〇〇年ヨリ八〇〇年マデ	三三
新羅	四〇〇年ヨリ八〇〇年マデ	三二

支那	六六二年ヨリ一〇六二年マデ	三六
同	一〇六二年ヨリ一四六二年マデ	三五
同	一四六二年ヨリ一八六二年マデ	一七
仏蘭西	一〇〇〇年ヨリ一四〇〇年マデ	一六
同	一四〇〇年ヨリ一八〇〇年マデ	一五
英倫	一〇八七年ヨリ一四八七年マデ	一五
同	一四八七年ヨリ一八八七年マデ	二一
蘇格蘭	一一六七年ヨリ一五六七年マデ	一九
威爾士	八四〇年ヨリ一二四〇年マデ	一七

「此ノ表ニヨリテ見レバ、朝鮮史ニ記セル代数ハ、他ニ例ナキモノニ非ザレドモ、日本史ノ、四百年間ニ僅ニ七代ナルハ、他ニ例ナキモノナリ。他国ノ歴史中、余ノ見タル限ニテハ、十五代ヲ以テ此ノ年間ノ最少代数トス。コハ、朝鮮史ノ、日本史ニ勝レテ信用スベキ所アル重キ証ナリ。「謂ユル神代文字ナル者ハ、姑ク後世ノ作り物トシ斥ケテ、今兩國ノ文字伝来ニ付キ考フルニ、支那学ノ輸入アリシマデハ、兩國共ニ口碑ニノミ依リタルコト疑ヒナキガ如シ。或ル工夫ニ依リテ記憶ヲ助クルニ非ズンバ、事蹟ノ伝ハルコト、二三代ヲ過ギズシテ紛乱スベケレバ、二国ガ始メテ文字ヲ知り用

フルニ至リタル事蹟ヲ尋ヌルコト、要用ナリ。支那文字ハ、基督紀元三百七十二年以前ニモ、日本朝鮮ニテ知ラレシコトノ明証アレドモ、始メテ文字ニ就テノ記載アルハ、此ノ年ナリ。東国通鑑ニ、支那西部ノ秦国ヨリ高句麗ニ仏法ヲ送り来リシコトヲ記シ、之ニ次ギテ「高句麗立_二大学_一」教_二子弟_一ト記セリ。其ノ後三年（紀元三百七十五年）ニ、又次ノ文アリ、「百濟以_二高興_一為_二博士_一、百濟自_二開國_一未_レ有_二文字_一、至_レ是始有_二書記_一。」新羅ニ付テハ、此ノ類ノ記載ナケレドモ、多分同國ニテ支那学ヲ始メシモ、此ノ頃ナラン。百濟ノ博士王仁ガ、日本ニ渡リシハ、日本普通ノ紀年ニヨレバ、紀元二百八十五年ニ当レドモ、之ヲ四百五年ニ改ムベキコトハ、後ニ云フガ如シ。

「此等ハ、日本朝鮮ニテ支那ノ文学ヲ規則正シク学ビタル始メナルベケレドモ、支那文字ノ兩國ニ伝ハリシハ、猶遙ニ古キ事ナラン。朝鮮ハ、紀元前第二世紀ニ支那ニ属シ、其ノ一部分ハ、長ク支那ノ所領タリシカバ、其ノ地ニハ、記録モアリシナラン。支那文学ノ中心トモナリシナラン。支那学ノ影響アリシ証ハ、百濟（紀元前二年）、新羅（紀元六年）ニテ宗廟ヲ立テ、百濟ニテ（紀元二年）五帝ヲ祭り、又（紀元二十年）天地ヲ祀リシガ如キ、是ナリ。高句麗ノ一王ハ、紀元前十六年ノ頃ニ、支那ノ婦人ヲ娶リタリ。新羅ノ一王ハ、紀元百二十五年ニ百濟ニ書ヲ送リタリ。次ノ世紀ノ中頃ニハ、樂浪（今ノ平安道平壤府）帶方（今ノ全羅道南原府）二郡ヲ魏朝ノ太守支配シ、帶方ノ太守ヨリ魏ノ詔書ヲ倭王ニ送り、倭王其ノ答表ヲ上リシコトモアリ。支那ト倭トノ間ニ、朝鮮ヲ歴テ使驛ノ通達ア

リシ事サへ、記サレタリ。紀元三百四十五年ニハ、倭王ヨリ書ヲ新羅ニ送リシコトアリ。王仁ガ、日本ニ来リシ六十年前ナリ。此等ノ事実ニ拠レバ、朝鮮ニテ支那ノ文学ヲ学ビ始メタルハ、日本ニ先ダツコト三十餘年ニシテ、両国共ニ、是ヨリ先ニ支那文字ヲ知リシナルベケレドモ、朝鮮ハ、日本ニ比スレバ、之ヲ知ルノ好機會多カリシコト、明カナリ。

「年号ハ、紀元五百三十六年ニ新羅ニ伝ハリタレドモ、日本ニテハ、六百四十五年マデハ用ヒザリキ。余ハ、是ヨリ先ニハ専ラ干支ヲ以テ年ヲ数ヘシナラントノ疑ヒヲ懷ケルガ、若サモアラバ、此ノ年号ノ始マリヲ明カニ知ルコト、要用ナリ。干支ニテ年ヲ数フル法ハ、稍長キ年代ニハ、誤謬ヲ生ズルコトノ免ルベカラザル者ナリ。

「朝鮮ノ史籍ハ、日本ノ史籍ニ比スレバ、質直ニシテ、奇怪ナル事蹟少ク、又朝鮮史ハ、三国ノ事蹟ヲ兼ヌルガ故ニ、三国互ニ制シテ、誇誕ヲ逞ウスルヲ得ザラシム。此亦朝鮮史ノ、日本史ニ勝レテ信用スベキ所多キ所以ナリ。

「朝鮮史ヲ正確ニ近シトスル最モ確ナル証ハ、支那史ト一致スル所多キ事ナリ。紀元第一年ヨリ五百年ニ至ル五世紀ノ間ニ、朝鮮ノ事蹟ニシテ、支那史ニ記セル者、十六條アリ。之ヲ朝鮮史ニ比較スルニ、左ノ異同アリ。

第一世紀中、年代ノ合フ者一、合ハザルガ如キ者一、朝鮮史ニ闕ケタル者一。

第二世紀中、年代ノ合フ者三、全ク合ハザル者一。朝鮮史ニ闕ケタル者一。

第三世紀中、年代ノ合フ者二、他ノ一事ハ、東鑑ニ記載ナシ。

第四世紀中、年代ノ合フ者一、他ノ一事ハ、東鑑ニ記載ナシ。

第五世紀中、三事アリ、皆年代相合フ。

「右ノ如クナレバ、日本史ト朝鮮史トノ間ニ、相違殊ニ年代ノ相違アル時ハ、寧朝鮮史ノ記スル所ヲ取ルベキナリ。蓋東鑑及ビ其ノ他ノ朝鮮史ノ、全ク正確ナリヤ否ヤハ、別問題ニテ、少クトモ第一世紀ノ記事ニ於テハ、疑ハシキ者頗多シ」ト云ヘリ。

同氏ハ、又彼ノ百二十年ノ差ヲ生ジタル理由ヲ論ジテ、干支ヲ以テ年ヲ数ヘタルニ由レリトシ、「此ノ法ニヨリテ記セル記録ヲ用ヒテ、不確ナル時代ノ歴史ヲ編スル時ニ当リテハ、干支ノ名ハ正シクトモ、猶適當ナル年紀ヲ誤ルコトアルベシ。日本紀ノ編者ハ、即此ノ誤リヲ為シタリ。上ニ云ヘル如ク、朝鮮史ノ一般ニ信用スベキガ上ニ、此等ノ事ハ、大抵百濟王ノ継統ニ関スル者ナレバ、我が史ヨリ、彼ノ史ノ方必正シカルベシ。朝鮮史中、今論ジツ、アル時代ノ中頃ナル紀元三百八十一年ト云フ年ハ、支那ノ史ニヨリテ確メラル、ナリ」ト云ヘリ。

右あすとん氏ノ説ハ、局外ニ立チテ偏頗ナキ論ニシテ、頗ル取ルベキ所ナレドモ、其ノ考証ハ、猶疎漏ニシテ満足シ難キコト多シ。同氏ハ、諸国帝王ノ代数ノ平均ヲ列挙シタレドモ、其ノ表ハ、血属

ノ直系ニ由リテ、其ノ世数ヲ算セシニ非ザレバ、纂弒引キ続キタル争乱ノ世、又ハ兄弟叔姪代ル々世ヲ嗣ギタル時ハ、代数非常ニ多クナリ、又仏蘭西ノ路易第十四ノ如ク、在位ノ長キガ為ニ、孫又ハ曾孫二位ヲ伝ヘタル時ハ、代数非常ニ少クナリテ、此等ヲ平均シタリトモ、何ノ標準トモ為シ難シ。故ニ今直系ノ世数ニ由リ、毎世平均ノ年数ヲ算スルニ、韓史モ、上代ニ遡ルニ随ヒ、年歴ノ延長セリト覺シキ所アルコトハ、殆ト我ガ古史ニ異ナラス。今参照ノ為ニ、皇朝及び漢韓ノ帝王ノ毎世平均ノ年数ヲ左ニ列挙ス。

帝王ノ御名	直系の世数	前後帝王ノ生誕又ハ即位ノ間ノ年数	平均一世年数
我が大祖神武天皇ヨリ第二十六代繼體天皇マデ	十七世	千八百七十七年	六十八年
我が第廿六代繼體天皇ヨリ第百廿一代今上天皇マデ	五十世	千三百六十七年	二十八
夏后禹ヨリ第十七代桀マデ	十四世	四百三十三年	三十三
商王成湯ヨリ第三十代紂マデ	十七世	六百十一年	三十八
周ノ武王ヨリ第三十七代赧王マデ	三十二世	八百三十年	二十七
漢ノ太祖高皇帝ヨリ第二十三代孝獻皇帝マデ	十六世	四百五十九年	三十一
後魏太祖道武皇帝ヨリ第十二代文皇帝マデ	九世	百三十六年	十七
唐ノ高祖神堯皇帝ヨリ第二十代哀皇帝マデ	十四世	三百二十七年	二十五
遼ノ太祖天皇帝ヨリ第九代天祚皇帝マデ	九世	二百三年	二十五
宋ノ太祖皇帝ヨリ第十八代祥興帝マデ	十三世	三百四十四年	二十九
金ノ太祖武元皇帝ヨリ第九代哀宗皇帝マデ	六世	百三十年	二十六
元ノ太祖聖武皇帝ヨリ第十四代惠宗皇帝マデ	七世	百五十八年	二十六

明ノ太祖高皇帝ヨリ第十七代毅宗烈皇帝マデ
 清ノ太祖高皇帝ヨリ第十一代今皇帝マデ
 高句麗ノ始祖東明王ヨリ第十一代東川王マデ
 高句麗第十一代東川王ヨリ第二十八代宝蔵マデ
 百濟ノ始祖温祚王ヨリ第十二代近肖古王マデ
 百濟第十二代近肖古王ヨリ第三十一代餘豊マデ
 新羅ノ始祖赫居世居西干ヨリ第八代阿達羅尼師今マデ
 新羅第四代脱解尼師今ヨリ第十六代訖解尼師今マデ
 新羅第十七代奈勿尼師今ヨリ第五十六代敬順王マデ
 高麗ノ太祖神聖王ヨリ第三十代忠定王マデ
 朝鮮ノ太祖康献王ヨリ第二十六代今王マデ

十二世 二百八十一年 二十六年
 十世 三百十二年 三十五年
 六世 二百六十三年 五十二年
 十六世 四百十五年 二十八年
 八世 三百六十三年 五十二年
 十四世 三百十六年 二十四年
 五世 二百十年 五十三年
 七世 二百五十三年 四十二年
 二十一世 五百七十一年 二十九年
 十六世 四百六十年 三十一年
 二十世 五百十七年 二十七年

我方天皇、及び漢代以下ノ支那諸帝、高麗朝鮮ノ諸王ハ、御生年ニ由リ繼體天皇ノ御生年ハ、古事
 記ノ享年ト崩年ノ干支トニ、御生年ニ由リ、ソノ間ノ
 抛リテ推シタルナリ。支那三代、及び三韓ノ帝王ニハ、生年ノ知レザル者モアレバ、即位ノ年ニ由リ、ソノ間ノ
 年数ヲ、世数ヨリ一ヲ減ジタル数ヲ以テ除シテ、一世ノ平均年数ヲ出ダセリ。此ノ平均年数ヲ、数ノ
 多寡ニ依リテ次第スレバ、次ノ如シ。

六十八年 皇朝上代

五十三年 高句麗上代 新羅上代朴氏

五十二年 百濟上代

四十二年 新羅上代昔氏

三十八年 商

三十五年 清

三十三年 夏

三十一年 漢 後高麗

二十九年 宋 新羅

二十八年 皇朝 高句麗

二十七年 周 朝鮮

二十六年 金 元 明

二十五年 唐 遼

二十四年 百濟

十七年 後魏

此ノ表中、初ノ四行ヲ除ケバ、年数ノ最モ多キ者ハ、商ト清トニシテ、最モ少キ者ハ、後魏ナリ。
商人ハ、兄終弟及トテ、兄弟相嗣グノ風盛ニシテ、王統ハ、常ニ少子ノ裔ニ歸シ、清朝ノ家風ニテ
ハ、皇嗣ヲ定ムルニ、長ヲ扱ブノ制ナク、大抵三四男聖祖ハ、世祖ノ第三子、世宗ハ、聖祖ノ第四子、
高宗ハ、世祖ノ第四子、文宗ハ、宣宗ノ第四子、或ハ八

九男 太宗ハ、太祖ノ第八子、世祖ハ、太宗ノ第九子、 甚シキハ十五男 仁宗ハ、高宗ノ第十五子、 ヲ以テ位ヲ嗣ギタルガ故ニ、毎世ノ年数、此ノ如ク増シタリ。又後魏ノ諸帝ハ、子ヲ生ムコト甚早ク、景穆太子ハ、十三歳ニテ文成帝ヲ生ミ、文成帝ハ、十五歳ニテ献文帝ヲ生ミ、献文帝ハ、十四歳ニテ孝文帝ヲ生ミ、孝文帝ハ、十七歳ニテ宣武帝ヲ生ミ、高祖父ナル景穆太子ト玄孫ナル宣武帝ト、年齢ノ差僅ニ五十五ナレバ、此ノ四世ノ間ノミニテハ、平均年数、実二十四年ニ過ギズ。商清ノ長キト後魏ノ短キトハ、皆希有ノ例ニシテ、平均年数ノ最モ普通ナルハ、二十五六年ヨリ三十一年マデノ間ニアリ、此ノ数ハ、即父子ノ年齢ノ差ニシテ、一世ノ平均年数ナリ。故ニ論語ノ「必世而後仁」トアルヲ、孔安国ハ「三十年曰世」ト注シ、許慎ノ説文ニハ「三十年為二世、從卅而曳長レ之亦取ニ其声」トアレバ、世ノ字ハ、本卅ノ義ヲ取レル字ナリ。然ルニ韓史上代ノ年紀ハ、此ノ普通ノ数ヲ超過シテ、殆ト二倍ニ至レリ。

又百濟ノ古爾王ハ、其ノ父蓋婁王ノ没後六十八年ニ立チ、在位五十三年ニ及ビタレバ、古爾ノ寿ハ、少クトモ百二十餘歳トナルベク、比流王ハ、其ノ父仇首王ノ没後七十一年ニ立チ、在位四十一年ニ及ビタレバ、比流ノ寿モ、少クトモ百十餘歳トナルベシ。新羅ノ上代ニモ、寿九十九歳ナル脱解尼師今アリ。又逸聖尼師今ハ、儒理尼師今ノ長子ニシテ、儒理ノ没後七十七年ニ立チ、在位二十一年ニ及ビタレバ、寿百歳ニ過グベシ。訖解尼師今ハ、其ノ父于老角干ノ没後五十七年ニ当リテ、「群臣議曰、訖解幼有老成之徳、乃奉立之」トアルハ、既ニ不都合ナルニ、其ノ後在位四十七年ナルハ、又

異常ノ長寿ナリ。高句麗王巨連ハ寿九十八歳ニシテ、長寿王ノ名ヲ擅ニシタルニ、其の上代ニハ、太祖大王は在位九十四年、寿百十九歳、其ノ弟次大王ハ、七十六歳ニテ立テ、九十五歳ニテ無道ヲ以テ弑セラレ、又其ノ弟新大王ハ七十七歳ニテ立テ、寿九十一歳、新大王ノ国相明臨答夫ハ、寿百十三歳トアリ。又慕本王ノ弑ニ遇ヒシ時、群臣、王ノ叔父再思ヲ立テントセシヲ、再思ハ、年老イタルニ由リテ、其ノ子宮（即太祖大王）ニ讓レリト見ユレバ、是時再思ハ、少クトモ既ニ五十ヲ逾エタルナルベキニ、其ノ季子新大王ハ、コレヨリ三十六年ノ後ニ生レタリ。又嘉洛国始祖首露王ノ寿百五十八歳ノ外ニ、首露ノ后許黄玉ノ寿百五十七歳ナルアリ。あすとん氏が、韓史ノ長寿者ハ、長寿王ノミノ如クニ云ヘルハ、疎ナリ。三韓ニ文学ノ行ハレシハ、紀元一千餘年、東晋ノ末世ヨリ後ニアレバ、此ノ諸王ノ事蹟ハ、皆後史ノ追録ニ成レル者ナルガ故ニ、カ、ル不都合ノ事多キナリ。

然ラバ紀元千年以前ナル韓史ノ年紀ハ、皆信ズルニ足ラザルカト云フニ、コレ又然ラズ。高句麗ノ事蹟ハ、後漢書三国志晋書ニ詳カニシテ、句麗王宮、即韓史ノ謂ハユル太祖大王ガ、漢ノ和帝元興元年紀元七百六十五年、ニ遼東ニ入寇シテヨリ以後ハ、兩國ノ史ヲ対照シテ、其ノ世系年代ヲ考フルニ、甚シキ不都合ノ事アラズ。あすとん氏ハ西曆第一年紀元六百六十一年、ヨリ五百年紀元千六十年、マデノ間ニ、朝鮮ノ事蹟ノ、支那史ニ記セル者、十六條アリト云ヘレドモ、其ノ実ハ、四十餘條アリテ、十六條ニ止ラズ、且西曆第一世紀中ニモ、年代ノ合フ者一條アルガ如ク云ヘレドモ、コハ、後漢書東夷伝ノ文

ヲ、三国史記ノ撰者ハ、其ノ儘取リテ其ノ相当ノ年ニ記シタルノミニシテ、後漢書ノ文ニ句麗王ノ名ノ見エタルニモ非ザレバ、年代ノ合ヘル証トハ為ラズ。故ニ高句麗ノ年代ノ考証スベキハ、西曆第二世紀以後ニ在リ。委シクハ朝鮮古史考に論ジタリキ。

百濟ノ上代ノ諸王ノ名ハ、漢史ニ一タビモ見エザレドモ、晉書簡文帝紀咸安二年紀元千三十二年、ニ至リテ

「遣使拜百濟王餘句_ニ為鎮東將軍、領樂浪太守_ニ」トアル餘句ハ、即近肖古王ニシテ、咸安二年ハ、近肖古王ノ二十七年ナレバ、年代合ヘリ。コレヨリ以後ハ、諸王ノ名、屢漢史ニ見エテ、年代考証スベシ。あすとん氏ガ「紀元三百八十一年ト云フ年ハ、支那ノ史ニヨリテ確メラル」ト云ヘルハ、杜氏

通典边防一新羅ノ処ニ「符堅時、其王樓寒遣使衛頭_ニ朝貢云々」トアルニ由リテ、三国史記新羅本紀

奈勿尼師今_{紀元千四十一年、晋考武大元六年、即西曆三百八十一年}ノ処ニ「遣衛頭_ニ入符秦_ニ貢_ニ方物_ニ云々」ト記シタルヲ

指セルナリ。然レドモ通典ニハ、其ノ年ヲ明示セズ、且樓寒ノ名ハ、韓史ト合ハザレバ、此ノ一事ヲ以テ、年代ノ確証トハ為シ難シ。總ベテ新羅ノ事蹟ハ、漢史ノ記載甚疎ニシテ、其ノ年代ヲ証スベキ

者ナケレドモ、紀元千十六年百濟近肖古王十一年、ニ即位セル奈勿尼師今以後ハ、百濟高句麗トノ關係漸ク頻繁

トナリタレバ、同氏ノ云ヘル如ク、三国互ニ制シテ誇誕ヲ逞スルコトヲ得ザラシムルノ理アリテ、新羅ノミ年代ノ大差ヲ生ズルコト無カラン。サレバ百濟新羅ノ上代ノ年曆ニ延長セル所アリトモ、ソハ、百濟ノ契王、新羅ノ訖解尼師今以前ニ在リテ、近肖古王以下ノ時代ニ於テハ、年紀ニ疑フベキ所

ナケレバ、彼ノ百二十年ノ差ヲ以テ、韓史ノ誤リト見做スベキ理ナシ。

第六章。古事記ノ崩年干支。

神功皇后撰政ノ御世ハ、百濟ノ近肖古王ノ世紀元千二三十年、晋哀帝帝突ノ世、ニ当レルコトハ津ノ連真道ノ上表其ノ他ノ諸証ニ由リテ、已ニ明カナレバ、コレヨリシテ新羅御親征ノ年ハ、近肖古ノ何年ニ当レルカ、応神仁徳履中反正諸帝ノ真ノ時代ハ、日本紀ノ年紀ヨリ幾年ノ後ニ在ルベキカヲ考究セントス。此等ノ年紀ヲ求ムルニ最モ必要ナル材料ハ、古事記旧本ノ註ニ崇神成務以下十五帝ノ崩年ヲ干支ニテ記シタルモノ、コレナリ。其ノ文、左ノ如シ。

崇神天皇ノ條ニ、 戊寅年十二月崩。

成務天皇ノ條ニ、 乙卯年三月十五日崩也。

仲哀天皇ノ條ニ、 壬戌年六月十一日崩也。

応神天皇ノ條ニ、 甲午年九月九日崩。

仁徳天皇ノ條ニ、 丁卯年八月十五日崩也。

履中天皇ノ條ニ、 壬申年正月三日崩。

反正天皇ノ條ニ、 丁丑年七月崩。

允恭天皇ノ條ニ、 甲午年正月十五日崩。

雄略天皇ノ條ニ、己巳年八月九日崩也。

繼體天皇ノ條ニ、丁未年四月九日崩。

安閑天皇ノ條ニ、乙卯年三月十二日崩。

敏達天皇ノ條ニ、甲辰年四月六日崩。

用明天皇ノ條ニ、丁未年四月十五日崩。

崇峻天皇ノ條ニ、壬子年十一月十三日崩。

推古天皇ノ條ニ、戊子年三月十五日癸丑崩。

此等ノ崩年月日ハ、真福寺本、慶長写本、神龍院ヨリ出デタル原本ニ依リ、曼殊院本、寛永以前
徳川家康公ノ命ニテ謄写セシ者。の古写本。學習院本、

寛永刊本等、何レモ皆載セタルニ、度會延佳ガ校刻セル鼈頭本ニハ、之ヲ刪落セルハ、其年月日ノ、

大抵日本紀ト合ハザル故ナラン。本居氏ハ、鼈頭本ニ依リテ、記文ニハ此等ノ文ヲ省キタレドモ、伝

ニハ必之ヲ引用シ決シテ等閑ニハ看過セザリキ。

記伝二十三水垣ノ宮ノ卷、天皇御歳壹佰陸拾捌歳ノ條九十六丁、ニ、「旧印本、真福寺本、又一本などに、

此ノ次に戊寅ツチノエトヲ年ノ十二月崩シハスニリマヌと云七字の細註あり。今は延佳本又一本に無きに依れり。抑如此カクノゴトくな

る細註、此コレより次々の御世くだりの段にも、往々フリクあり。下卷なる御世々々には、無すくなきは少し、さて此コレは、みな

後に書加へたる物ぞとは、一わたり誰レも思ふことなれども、猶ナホヨク熟思ふに、是レも、甚イトフル古き事とぞ思はる。

其故は、何れも其ノ支干年月、皆書紀に記せると異なり。たゞ下巻の最末に至りてのは、書一と合へり。若いたく後ノ世の人の所為ならむには、必書紀の年紀に依てこそ記すべきに、彼ノ紀と同じからざるは、必他古書に拠ありてのこと、見えたればなり。

支干年月などは、上代のは、必しも書紀の如きのみには非ずして、そのかみ古書とも、各異なることあるべければ、此と彼とは、正しくは合まじきことわりなり。さて此ノ注、若後ノ世人ならば、たとひ世にさる古書どもの遺ではありとも、書紀をさしおきて其には拠まじきことなり。さて最末に至ては、書紀と合るは近御世にて詳なれば、何の書も異ならざりしが故なるべし。又此ノ御世より先の段には、かゝる注なきはを記さざりし故なるべし。此、はた後ノ世人ならば、必故思ふに、若くは安麻呂ノ朝臣の一ノ書に拠て、自

書紀に依て、神武天皇より以来漏さず皆注すべきなり。其ノ拠れる書に、開化天皇までは、崩の年月書加へられたる物にもあらむか。

本文に書統けずして、割註にせるは、阿礼が誦る詞に非ず、別に私に加へられたるものなる故なり、たとひ彼ノ朝臣には非ず

とも、必古き世の人のしわざにてはあるべし。世ノ人は、書紀に合ざるを以て此を取らざるを、己然れども今これを取ざる故は、稗田ノ老翁が誦伝へタル勅語の旧辞には非じと見ゆればなり。さて戊寅ノ年は、

書紀にては、此ノ御世の五十五年なれば、十三年の差あり。此も、一書の年紀なるべし。必記書に泥むべきには非ず。月は、合へり」ト云ヒ、成務仲哀応神仁徳諸帝ノ條ニモ、記ノ崩年月日ハ、古ノ一ノ伝ナルベキ由云

ヒ、履中天皇ノ條ニハ「壬申ノ年は、書紀にては、仁徳天皇の六十年、又允恭天皇の二十一年にあたり、又月も日も、合ざるは、各一の伝なるべし。但し此記には、仁徳天皇を丁卯ノ年崩とあるに依るときは、壬申ノ年は、此天皇の五年にあたるを、若仁徳天皇の崩じ、年を元年として計ふれば、六

年にあたれば、書紀に六年とあるは、あへり」ト云ヒ、雄略天皇清寧天皇ノ條ニ至リテハ、書紀ノ紀年ヲ離レテ、全ク此等ノ干支ニ依リテ年ノ数ヲ求ムベキ説ヲサヘ、述ベラレタリ。故ニ本居内遠氏ハ、祖父ノ大人ノ遺意ヲ受ケテ、紀ノ歴代ノ年紀ヲ改正シテ、記ノ干支ニ合ハシメント欲シ、古事記年立ト云ヘル書ヲ著シタレドモ、未ダ稿ヲ脱セズシテ没セリ。落合直澄氏、又其ノ趣旨ヲ擴張シテ、帝國紀年私案ヲ著シ、崇神天皇以前、記ニ崩年干支ヲ記サザル時代マデモ、記ノ享年ト紀ノ享年及在位年数トヲ種々ニ錯綜轉換シテ、紀ト異ナル新年紀ヲ製出センコトヲ務メタリ。サレドモ内遠落合ノ二氏ハ、紀ノ年紀ヲ破レドモ歴代ノ年数ヲ減縮セザランコトヲ務メタルガ故ニ、神功応神紀ナル百濟王ノ年代ハ、旧ノ如ク韓史ト齟齬シ、第一章ノ第四第五第六條ニ云ヘル如キ不都合ノ事ハ、更ニ減ズルコトナクシテ、古史ノ疑点ハ、益解釈スベカラザレバ、二氏ノ著書ハ、勞シテ功ナキ者ナリキ。

管改友氏ノ古事記年紀考 史学会雜誌 第十七号、ニ、「古事記ノ古キ本ドモニハ、何レモ崇神天皇ヨリ以下推古天皇マデヲ干支年月日崩ト記サレタルニ、本居翁ノ伝本ニ載ラレザルハ干支ニカケテシルサレタルガ漢ザマナルヲ疑ヒテナルベケレド、己レハ、其ノ干支モテ記サレタルガ却テ古キ伝ヘナリト按ハル、ハ、往古年ニカケテ事ヲシルスニハ、某宮治^三天下^二天皇干支年ト、年ヲ干支モテイヘルガ、常ノ習ヒニテ、其源ハ、韓国ノ定メニヨラセ給ヒシコトハ、日本紀ノ註ニ引ケル百濟記ニ、「壬午歲、新羅不^レ奉^二貴國^一」百濟新撰ニ、「辛丑年、蓋鹵王遣^二王弟琨支君^一向^二大倭^一」百濟本記ニ、「大歲辛亥三月、

師進至「安羅」ナドアルヲモテ知ルベシ。又記載ノ崇神天皇以前ニ及バザリシバ、崇神紀ニ「十二年、異俗重訳来、海外既帰化」トモ「六十年、任那国遣蘇那曷叱智令朝貢」トモ見エテ、此ノ頃ヨリ外国人ノ、タマクハ来リシカバ、ソレヲノ人ノ、己ガ国ノ式モテ記シオキタリシモノモ、又朝廷ニテモ、其法ニヨリテシルサセ給ヒシモノモアリテ、カツクハ世ニモ伝ハリタリシト覺シケレバ、コヽニ崇神天皇ヨリ以下ヲノミ載ラレタルハ、却テ古伝ヲソガマヽニ伝ヘタル一ノ証トスルニ足ラン」ト云ヒテ、古事記ノ仲哀天皇ノ崩ジ給ヘル壬戌ノ年ハ、紀ノ年紀ニテハ、仁徳天皇ノ五十年ニ当リテ、紀ノ崩年ヨリ百六十二年ノ後ニ在リトシ、応神仁徳以下諸帝ノ崩年ハ、其ノ以後ニ於テ順次ニ推定セリ。此ノ説ハ、菅氏ニ始マレルニハ非ズ、旧修史局ノ説モ、大抵之ニ同ジクシテ、星野博士ガ、嘗テ局説ノ要旨ヲ摘録シタル者、金港堂雜誌「文」第一卷第十二号ニ見ユ。

今菅氏ノ説ニ從ヒ、記ノ崩年干支ニヨリテ、歴代ノ年紀を推シ、前帝崩御ノ次年ヲ以テ後帝ノ元年ト定メ、之ヲ紀ノ年紀及神武紀元ノ年数ニ配当シ、参照ノ為ニ支那百濟ノ年紀ヲ附載スレバ、左表ノ如シ。

干支	古事記崩年	在位年数	日本紀ノ年紀	神武紀元	支那ノ年紀	百濟ノ年紀
戊寅	崇神天皇崩	垂仁景行成務三朝 通計九十七年	神功皇后撰政五十八年	九百十八年	魏帝曹髦甘露三年	古爾王二十五年
乙卯	成務天皇崩		仁徳天皇四十三年	千十五年	晋穆帝永和十一年	近肖古王十年
壬戌	仲哀天皇崩		仁徳天皇五十年	千二十二年	晋哀帝隆和元年	近肖古王十七年

甲午	応神天皇崩	神功応仁兩朝 通計三十二年	仁德天皇八十二年	千五十四年	晋孝武帝太元十九年	阿莘王三年
丁卯	仁德天皇崩	三十三年	允恭天皇十六年	千八十七年	宋文帝元嘉四年	毗有王元年
壬申	履中天皇崩	五年	允恭天皇二十一年	千九十二年	宋文帝元嘉九年	毗有王六年
丁丑	反正天皇崩	五年	允恭天皇二十六年	千九十七年	宋文帝元嘉十四年	毗有王十一年
甲午	允恭天皇崩	十七年	安康天皇元年	千百十四年	宋孝武帝孝建元年	毗有王二十八年
己巳	雄略天皇崩	安東雄略兩朝 通計三十五年	仁賢天皇二年	千百四十九年	齊武帝永明七年	東城王十一年
丁未	繼體天皇崩	清寧顯宗仁賢武列繼 體五朝通計三十八年	繼體天皇二十一年	千百八十七年	梁武帝大通元年	聖王五年
乙卯	安閑天皇崩	八年 記曰治二天下「壹拾肆 歲也、宣化欽明敏達 三朝通計四十九年	安閑天皇二年	千百九十五年	梁武帝大同元年	聖王十三年
甲辰	敏達天皇崩	三年、記曰、治二天 下一參歲	敏達天皇十三年	千二百四十四年	隋文帝開皇四年	威德王三十一年
丁未	用明天皇崩	五年、記曰治二天下 一肆歲	用明天皇二年	千二百四十七年	隋文帝開皇七年	威德王三十四年
壬子	崇峻天皇崩	三十六年、記曰治二 天下「三十漆歲	崇峻天皇五年	千二百五十二年	隋文帝開皇十二年	威德王三十九年
戊子	推古天皇崩		推古天皇十六年	千二百八十八年	唐太宗貞觀二年	武王二十九年

菅氏ハ、垂仁景行成務三朝ノ年数ニ付、「崇神天皇崩御ノ明年己卯ノ年ヨリ乙卯ノ年迄ヲ甲子一運
 リノ中ニテ算フレバ三十七年、二運リニテハ、九十七年ナリ、他ニ証トスベキモノ無ケレバ、一運ナ
 リシカ、二運ナリシカ、決メ難シ」ト云ヒタレドモ、三十七年ニテハ、次ノ仲哀天皇モ、在位僅ニ七
 年ナレバ、四朝ヲ合セテ、只四十二年ナリ。仲哀天皇ノ四世ノ祖ナル崇神天皇ノ崩年ハ、四世ノ孫ノ

崩年ヨリ只四十二年前ニアリトハ思ハレザレバ、三朝ノ年数ハ、前表ノ如ク九十七年ト見ル方、適當ナルベシ。サレドモ干支ヲ以テ年ヲ紀スルコトハ、百濟降附ノ後ニ始マレルニテ、ソレヨリ以前ノ崩年ハ、後世ヨリ追算セル者ナルベケレバ、崇神天皇ノ崩年ノ如キ、数代ヲ隔テタル干支ノ記ハ、固ヨリ其精確ヲ保スベカラズ。菅氏ハ、崇神天皇ノ頃ヨリ韓人ノ入り来リテ、紀年ノ法モ始マレルガ如ク云ヒ、又吉田東伍氏ノ日韓古史断ニモ神功皇后ノ新羅征伐ニ先ダチテ、西北海表ノ交通往復ノ存在シタルコトヲ論証シテ、文字記録ノ術ハ崇神ノ朝ヨリ始マレリト推定シタレドモ、皇国ノ文学ハ、応神天皇ノ御世ニ百濟国ヨリ伝ハリタルコトハ、史ニ明文アリ、世ニ定論アリテ、動スベカラズ、且崇神天皇ノ御世ハ、星野吉田両氏ノ説ニ從ヘバ、漢ノ靈獻ノ間ニ当リテ、百濟近肖古王ノ末年ヨリ百八十九年ノ前ニアリ、菅氏ノ説ニ從ヒ、曹魏ノ世ニ当レリト見ルトモ、猶近肖古王ノ末年ヨリ百二十三年ノ前ニアレバ、彼ノ韓国スラ未ダ文学ノ開ケザリシ時ナルヲヤ。韓国ノ文化ノ事ハ、予嘗テ朝鮮古文考ニ詳論セリ。

星野博士ハ、「応神ノ崩年甲午ハ、仲哀ノ崩年壬戌ヲ去ルコト三十二年ナリ。応神ノ、仲哀崩後ニ降誕セシハ、紀記異辞ナケレバ、応神ノ享齡三十三歳ナルガ如シ。然レドモ其間神功ノ摂政アリ、応神又長寿ノ伝説アリテ、生前ニ大山守大鷦鷯ニ皇子ノ、数子ヲ挙ぐるヲ見レバ、三十二年ニテハ、年代稍促ルヲ覺ユ」トテ、仲哀天皇ノ崩年ヲ前表ノ壬戌ノ年ヨリ六十年前ニ置キ、神功応神兩朝ノ年数

ヲ九十二年トシタリ。日韓古史断ノ年表モ、コノ説ニ従ヘリ。カクテハ仲哀天皇ノ崩年ハ、紀元九百六十二年、晉ノ惠帝大安元年、百濟ノ汾西王五年ニ当リテ、近肖古王ノ即位ヨリ四十六年ノ前ニアルコト、ナレリ。然レドモ百濟ノ始メテ朝貢セシハ近肖古ノ時ニシテ、其ノ朝貢ハ、仲哀天皇ノ崩後、神功皇后ノ新羅ヲ征シ給ヘル結果ト見ユレバ、其ノ間ニ数十年ノ隔タリアルベキニ非ズ。サレバ彼ノ壬戌ノ年ハ前表ノ如ク近肖古ノ十七年ニシテ新羅ニテハ奈勿尼師今ノ七年ナリ。三国史記ノ新羅本紀奈勿尼師今九年ノ処ニ、「夏四月、倭兵大至、王聞レ之恐レ不可レ敵云々、倭人恃レ衆直進、伏発撃ニ其不意、倭人大敗走」トアルハ、勝敗ヲ顛倒シタル記載ナレドモ、前々年ノ役ヲ誤伝シタル者ナルベシ。

応神天皇ノ崩年甲午ハ、前表ニ依レバ、百濟ノ阿莘王三年ナリ。応神紀ハ、阿花王^{即阿莘王}三年ヲ以テ天皇即位トシ、コノ五年以後ニ於テ、三韓交渉ノ事跡甚多クシテ、其ノ中ニハ特ニ天皇ニ関スル記事アリ。今紀ノ記載ノ順序ニ従ヒテ、之ヲ節録センニ、「七年、命武内宿禰^{武内宿禰}領諸韓人等^{武内宿禰}作池、因以名池、号韓人池。」^{百濟記云、阿花王立云々、遣王子直支于天朝、以修先王之好也。}「十四年、弓月君自百濟^{百濟}来帰云々、」十五年、百濟王遣阿直岐^{阿直岐}貢良馬二匹云々、」十六年、王仁来之、則太子菟道稚郎子師レ之云々、是歳、百濟阿花王薨、天皇召直支王^{直支王}謂之曰、汝返於国^{直支王}以嗣位、仍且賜東韓之地^{直支王}而遣之、」二十年、倭漢直祖阿知使主、其子都加使主、並率己之党類十七県^{直支王}而来焉、」二十五年、百濟直支王薨、即子久爾辛立為王、大倭木満致執国政、与王母相媯、多行無礼、天皇聞而召レ之、

二十八年、高麗王遣使朝貢、因以上表、其表曰、高麗王教日本国也、時太子菟道稚郎子、讀其表怒之、責高麗之使、以表狀無禮、則毀其表、ナドアリ。

阿直岐王仁等ノ来朝ハ、古事記応神天皇ノ段、又続紀延暦九年津ノ連真道等ノ上表、延暦十年文ノ忌寸最弟等ノ上表ニ抛レバ、近肖古近仇首二王ノ時ノ事ナルヲ、紀二ハ、阿花王ノ時ノ事トシテ、甲午ノ年ヨリ後ニ記シタルハ、錯誤トモ見ルベケレドモ、直支ノ来朝マタ帰国ノ事ハ、韓史ニモ明文アリテ、甲午ノ年ノ後ニアリシコト著シク、又韓人ニ池ヲ作ラセタル事、弓月ノ君、阿知ノ使主等ノ来朝ノ事ハ古事記ニモ応神天皇ノ段ニ見エテ、コノ天皇ノ御世ノ事ナルコト、疑ヒナク、且星野博士ノ云ヘルガ如ク、コノ天皇ノ御年三十三歳ニテハ、短促ニ過ギタレバ、甲午ノ年トアルハ、戊午ノ年ノ誤リニシテ、允恭天皇ノ崩年甲午ト混ジタル者ナルベシ。戊午ノ年ハ、紀元千七十八年、晋ノ安帝義熙十四年、百濟ノ腆支王^{如直支王}、十四年ニシテ、甲午ノ年ヨリ二十四年ノ後ニアレバ、韓人池ノ事、直支ノ来朝マタ帰国、弓月ノ君、阿知ノ使主等ノ帰化、菟道ノ稚郎子ノ太子ノ高麗ノ表ヲ毀レル事ドモハ、皆紀ニ載録セル順序ノ儘ニテ、コノ天皇ノ御世ノ事トナリ、又天皇ノ御年モ、五十七歳トナリテ、生前ニ二皇子ノ数子ヲ挙ゲ給ヘルモ協ヘリ。コノ天皇ノ崩年ニツキテハ、猶云フベキ事アレドモ、其ハ他日ニ譲ラン。

応神天皇ノ崩年ヲ戊午トスレバ、神功応神兩朝ノ年数ハ、通計五十六年ニシテ、仁徳天皇ノ在位年

数ハ、九年ナリ。カクテ仲哀天皇崩御ノ翌年ヨリ允恭天皇崩御ノ年マデ三世五代ノ年数ハ、通計九十二年ナルヲ、紀ノ年紀ニテハ、実ニ二百五十三年トナリテ、其ノ延長セルコトハ、殆ト三倍ニ近シ。允恭天皇ノ崩年甲午ハ、紀ノ崩年癸巳ノ翌年ニシテ、コ、ニ至リテハ、記紀ノ差僅ニ二年トナリタレバ、記伝卅九ノニモ「甲午ノ年は、書紀にては、廿丁安康天皇の元年なり。此コは此ノ天皇の崩じ、年を安康天皇の元年とすれば、合へり。」ト云へり。雄略天皇以後ハ、紀ノ年紀、大抵韓史ニ符合シテ、大ナル錯誤アリトモ見エザレバ、年紀ノ延長セル所ハ允恭天皇以前ノ世ニアリト断言スルコトヲ得ベシ。

雄略紀五年ノ條二百濟ノ加須利君ガ、弟軍君ヲ遣シテ入侍セシムル事ヲ詳叙シテ、其ノ注ニ、百濟新撰ヲ引キテ、「辛丑年、蓋鹵王遣弟琨支君向大倭侍天皇、以脩先王之好也」トアリ。加須利君ハ、即韓史ノ蓋鹵王ニシテ、五年辛丑ハ、蓋鹵王ノ七年ナリ。又「二十年冬、高麗王大發軍兵伐盡百濟云々」トアルハ、三国史記ニテハ、蓋鹵王二十一年乙卯雄略天皇十九年、九月ノ事ニシテ、一年ノ差アレドモ、紀ノ注ニ百濟記ヲ引キテ、蓋鹵王乙卯ノ年ト云ヘルハ、精密ニ合へり。又二十一年ノ條ニ、久麻那利ヲ以テ汶洲王ニ賜ヘルコト見ユ。汶洲王ハ韓史ノ文周王ニシテ、二十一年ハ文周王ノ三年ナリ。二十三年、百濟ノ文斤王韓史ノ三斤王、薨ジ、天皇、昆支王ノ子東城王末多ヲ援立シ給ヘルコトハ、韓史ニハ、皇朝ノ援ヲ得タルコトヲ記セザレドモ、二王ノ薨立ノ年ハ、合へり。

雄略紀ノ年紀ハ、此ノ如ク精確ニシテ、錯誤アリトハ見エザルニ、記ニ己巳ノ年崩トアルハ、紀ノ

崩年己未ヨリ十年ノ後ニアリテ、仁賢天皇ノ二年ニ当レバ、己巳ハ、恐ラクハ己未ノ誤写ニシテ、本ハ紀ノ崩年ニ同ジキ者ナルベシ。

記伝四十二、朝倉ノ宮ノ下卷五十四丁、五十五丁、天皇御年壹佰式拾肆歳ノ條ノ細書ニ「此ノ天皇の紀年、いと不審イフカ

し。まづ書紀も信ウタがたき事あるは、大后若日下ノ王は、仁徳天皇の皇女に坐スを、安康天皇の元年に大長谷ノ命のために聘賜アトハふとある其年は、大長谷ノ命は、卅七歳にあたり、若日下ノ王は、六十餘歳になり賜ふべし。たとひ御父天皇崩坐リ、生坐りとしても、五十六歳なれば、贈賜アトハふべき御齡にあらざ。又此天皇、允恭天皇の七年に生坐レて、位に坐スこと廿三年にて崩坐テは、彼ノ引田部ノ赤猪子が事なども、年ノ数合ハざればなり。故今書紀の紀年を離れて、別に此記の御代々々の細注に依て考るに、仁徳天皇丁卯ノ年崩とある年は、即位五十五年なり。履中天皇壬申ノ年崩とある年は、書紀にては、仁徳天皇ノ六十年なり。反正天皇丁丑ノ年崩とある年は、仁徳天皇ノ六十五年なり。允恭天皇ノ甲午ノ年崩とある年は、書紀にては、仁徳天皇の八十二年なり。雄略天皇己巳ノ年崩は、書紀にては、仁賢天皇の二年なるを、此年紀に依て、此ノ天皇御年百廿四歳なるときは、仁徳天皇の五十四年に生坐レるにて、大御父允恭天皇の五十歳の御時なり。さて安康天皇ノ段には細注カケ關たれば、姑く書紀に依て、其御世の三年崩として、次に此雄略天皇の元年は、戊戌ノ年、御齡三十三の御時にて、書紀にては、仁徳天皇ノ八十六年とせる年にして、其より己巳ノ年まで在ミクラニキマスコト位九十二

年なり。そもく此ノ年紀に依るときは、仁徳天皇又允恭天皇などの御世、書紀とはこよなく縮まりて、年ノ数いたく異なれども、其は、必しも書紀になつむべきに非ず。彼ノ紀に、継體天皇は、廿五年に崩として、分注には、或本云二十八甲寅崩とあり。や、近き御世すら、なほかく異なる伝ありけむには、況て其より以往をや。此記の分注も、上に云る如く、古き一の伝とおぼしくて、右の紀年に依るときは、仁徳天皇の崩坐しより安康天皇の元年まで三十年に満ざれば、大后若日下ノ王の御齡も、たがふことなく、又此ノ天皇の御世久しければ、赤猪子が事も、よく年ノ数合なり。又安康天皇崩坐し時、此ノ天皇、男童とあるは、何の説に就ても合ざるが如くなれども、凡て袁具那と云称は、必しも齡には拘らざりけむこと、伝四十の廿一葉に云るが如くなれば、是、はた違ふことなし。然れども右の細注の紀年にて、又いたく違ふことあり。意富祁ノ命袁祁ノ命は、御父押齒ノ王の殺され賜ひし時に、倭を逃去坐るよし見えたるに、若此ノ天皇の御世、九十二年を経たらむには、清寧天皇の崩坐るころは、百餘歳になり賜ふべければなり。此ノ事ハ、なほ次ノ御段に論ふべし。」甕栗ノ宮ノ卷伝四十三ノ細書ニ「上に論へる如く、雄略天皇の紀年の、かにかくに不審しきにつきて、なほつらく思ふに、此ノ二柱ノ王は、実は押齒ノ王の御子にはあらで、御孫にや坐けむ、其は、押齒ノ王の殺され賜へる時に逃去賜ひしは二柱にまれ、一柱にまれ、其ノ一柱は、此ノ意富祁ノ命袁祁ノ命の御父王にて、丹波播磨などに、民間に流離て薨坐けむ、さるは、御名を深くかくししぬびて、

ざる民間タミノナカに終世ヨツラフ坐る故に、其ノ御名も伝はず、世に知られ賜はぬなるべし。さて古は、子孫末々までも通はして子コと云し故に、其王の御子たちをも押齒ノ王の御子と申して、遂に其ノ直タテの御子の如くに申伝へたるにや。次なる御名ミナノリ告にも、押齒ノ王の御子とは詔ミコトノコトはで、末ミズエとしても詔ミコトノコトへるも、御孫なるが故にてもあらむか。若モシ此ノ考ヘの如くならば、此ノ二柱ノ王は、其父王の流離サズスエ坐りし間に、丹波播磨などにて生坐アレて此ノ時も実に童にぞ坐けむ。さて此ノ考ヘに就て思ふに、飯豊ノ王は、書紀の伝ヘの如く、押齒ノ王の御子なりけむを、此ノ記に、二柱ノ王の姨ミヤハスとあるは、二柱ノ王は、押齒ノ王ノ御孫なれば、実に御姨なり。さて又雄略天皇を、上に云る如く、此ノ記の細注に依て、在位九十二年としたりとも、此ノ二柱ノ王を押齒ノ王の御孫とするときは、此ノ時なほ童にても、年紀たがふことなし。但し此の時若シいまだ実に童ならば、生坐シるは、彼父王の九十餘歳の時にあたるべければ、古ヘは、百餘歳にても子ありしことめずらしからざれば、其ソは、妨なし。さて上ノ件の考ヘこゝろみに一わたり拳ツといへども、なほうけばりては云がたし。雄略天皇の御陵コホを毀たむと詔ひし事、又置目ノ嫗が事などを思へば、押齒ノ王は、なほ御父とこそ聞えたれ、御祖父にては、物遠くぞきこゆる。されば此ノ御事、慥には定めがたし」トアリ。

右ノ論中、仁徳天皇ノ皇女ガ、雄略天皇ノ皇后トナリ給ヘルコトニ就キテ、紀ノ年紀ヲ疑ヒ、記注ノ干支ニ依リテ、仁徳天皇又允恭天皇ナドノ御世ノ年数ヲ縮メタルハ、然ルベキ事ナレドモ、前章ノ推定

ニ依リテ、応神天皇ノ御世ヲ紀元千年以後トスル時ハ、仁徳天皇以下ノ四世ハ、本居氏ノ推定ヨリハ一周甲ノ後ニ当リテ、允恭天皇ノ甲午ノ年崩ハ、紀ノ崩年ヨリ僅ニ一年後レタルノミナレバ、雄略天皇ノ御世ハ、紀ノ年紀ノ儘ニテ更ニ不都合ナシ。此ノ天皇御年壹佰式拾肆歳トアルハ、例ノ訛伝ナルベシ。彼ノ赤猪子ガ天皇ノ命ヲ仰ギ待チテ、八十歳ヤソトセヲ経ヘタリト云ヘルハ、許多ノ年ヲ経ヘタル事ヲ形容セラル辞ニシテ、真ノ八十歳ニハ非ズ。又美和河ニ行幸シテ、赤猪子ニ仰言アリシハ、未ダ御位ニ即カセ賜ハザリシ時ノ御事ト見レバ、強テ在位年数ヲ延長セズトモ、年紀ノ合ハザルコトナシ。顕宗仁賢二帝ハ、押齒ノ王ノ子ニシテ、御父ノ殺サレ賜ヘル時ニ逃去リ賜ヒシ事、記紀ノ文意甚明カニ、又飯豊ノ王ハ、記ノ履中天皇ノ條ニ「青海郎女亦名飯豊郎女」履中紀ニ「青海皇女一曰飯豊皇女」ト云ヘル、孰レモ押齒ノ王ノ同母妹トシ、又記ノ清寧天皇ノ條ニ「市辺忍齒別王之妹忍海郎女亦名飯豊王」ト云ヒ、顕宗仁賢二帝ニ対ヘテハ、其姨ト云ヒタレバ、履中天皇ノ皇女ナルコト論ナシ。唯顕宗紀ニ天皇ノ姉飯豊ノ青ノ皇女トアレドモ、姉ハ決ク姑ノ誤写ナリ。其ハ若天皇ノ御姉ニシテ、押齒ノ皇子ノ御女ナラバ、皇女ト書カズシテ、女王ト書クベキ例ナレバナリ。皇女モ女王モ、同ジクひめのみこと読メドモ、紀ノ例ニテハ、皇女ト書クハ、天皇ノ御女ニ限レリ。又其ノ卷ノ初ノ分注ニ、譜第ト云ヘル書ヲ引キテ、市ノ辺ノ押磐皇子ノ三男二女ヲ挙ゲテ「其四曰、飯豊女王、亦名忍海部女王」ト云ヒ、其ノ下ニ「一本以飯豊女王列叙於憶計王之上」ト云ヒテ、飯豊王ヲ二柱ノ王ノ御妹又ハ御姉トセリ。コレモ、一ツノ伝ヘニハアルベケレドモ、紀ノ本文ニハ皇女

トノミアレバ、此ノ伝ヘニハ抛ラレザリシナリ。履中天皇壬申ノ年崩トアル年ヲ本居氏ノ推定ヨリ六十年ノ後トスレバ、紀ノ允恭天皇二十一年ニ当リテ、其ノ年ヨリ清寧天皇五年冬十一月飯豊ノ青ノ尊崩マデ五十三年ナレバ、履中天皇ノ皇女トシテ、年数ノ合ハザルコトナシ。但扶桑略記ニ「甲子歳二月生、年四十五歳」トアレドモ、甲子年ハ履中天皇崩御ノ八年前ナレバ、年四十五歳ニテハ合ハズ、六十一歳ニテ崩ジ賜ヘルナリ。彼ノ二柱王ヲ燒火少子ト云ヒ、又御名告ニ、押齒ノ王ノ末ト詔ヘル故ハ、記伝ノ本文ノ解釈、甚当レリ。「古火燒ヘヒタキには、多く童子ワラハを用ひたりしなるべし。さるから必しも童ならぬをも火燒少子ヒタキワラハとぞ云けむ。さて此ノ意富オホケ祁ケノ命袁ヲケ祁ケノ命は、既に御父押齒ノ王の殺され賜へる時に逃去ニダサリ坐るよしあるを、其後雄略清寧ノ二御代を経て、今重なるべきに非ず。袁祁命治メスコトニ天下一八歳、御年参拾捌歳と下にあるに依れば、此ノ時は三十歳の御時なり。されば是も火燒ヒタキなるに因リテ少子ワラハとは云るにて、実に重なりしよしにはあるべからず。然るを下文に任マセテ「左右膝上ノ」と云ヒ、書紀にも両兒とあるなどは、火燒少子と云よりまぎれたる言なるべし。」又「直タクに御子なるを御子とは詔はで、末ミスヘとは大オホらかに詔ふなるべし」ト云ヘル解釈ニテ、聞エ又事モアラザレバ、二柱ノ王ハ、記紀ノ明文ノ儘ニ、押齒ノ王ノ御子トシテ、何ノ不都合モナク、又雄略天皇ノ在位年数ヲ九十餘年ニ延長スベキ理由ハ、更ニナシ。

顯宗天皇ノ在位年数ハ、紀ニテハ三年ナルヲ、記ニハ「治天下」捌歳也」トアリ。コハ一ツノ古キ

伝へナルベケレドモ、清寧顯宗二帝ノ崩年皆闕ケタレバ、顯宗天皇ノ御世ハ、何ノ年ヨリ何ノ年マデ八年ナルカハ、考フベキ由ナシ。

武烈天皇ノ処ニモ、記ニ「治天下」捌歳也」トアルハ記ト合ヘリ。

繼體天皇ノ崩年ヲ記ニ丁未ノ年トシタルハ、紀ノ崩年辛亥ノ四年前ナリ。コレモ、一ツノ伝へナルベケレドモ、繼體紀二十五年天皇崩ノ條ノ原註ニ「或本云天皇二十八年歲次甲寅崩、而此云二十五年歲次辛亥崩者、取百濟本記爲文、其文云大歲辛亥三月、師進至干安羅、營乞毛城、是月、高麗殺其王安、又聞日本天皇及太子皇子俱崩薨、由是而言、辛亥之歲、当二十五年矣、後勘考者知レ之也」トアレバ、辛亥ノ年トシタル方、タシカニ聞ユ。河村秀根ハ、コノ九十六字ヲ「私記攙入、或以爲本註非、凡撰紀時、有異同之說、則討論從實、豈復表其所出而如後世註家耶」ト云ヒタルハ、サル事ナレドモ、此ノ注ハ、痛ク後ノ世ノ者トモ見エズ。伴信友ノ日本書紀考ニ、今ノ日本紀ハ、數度ノ改修ヲ經シ者ナルコトヲ辯証セラレタルニツキテ考フルニ、此ノ註ニ引ケル或本ハ改修ヲ經ザル紀ノ原本ニシテ、後人改修ノ時、百濟本記ノ文ニヨリテ、二十八年ヲ二十五年ト改メタルナラン。二十五年辛亥ト安閑天皇元年甲寅トノ間ニ、壬子癸丑二年ノ空位アルヲ見レバ、紀ノ原本ニハ繼體天皇ノ崩年ヲ以テ直ニ安閑天皇ノ元年トシタルヲ改修者ハ、其ノ崩年ヲ辛亥ニ移シナガラ、安閑天皇ノ元年ヲバ旧ノ儘ニ置キタルガ如シ。

記ノ安閑天皇ノ崩年乙卯ハ、紀ト合ヘリ。

敏達天皇ノ崩年甲辰ハ、紀ノ崩年乙巳ノ前年ナレドモ、在位年数ハ「治_三天下_一壹拾肆歲也」トアリテ、紀ト同ジ。コハ欽明天皇崩御ノ年ヲ以テ、直ニ敏達天皇ノ元年トシタルナリ。

用明崇峻推古三帝ノ崩御ハ、年モ月モ、皆紀ト合ヘリ。唯用明天皇ノ在位ハ、紀ニテハ、丙午丁未ノ二年ナルヲ、記ニ「治_二天下_一參歲」トアルハ敏達天皇ノ崩年、紀ヨリ一年前ニアルガ故ニ、乙巳ノ年ヨリ計ヘタルナリ。崇峻天皇ノ在位ハ戊申ノ年ヨリ壬子ノ年マデ五年ナルヲ、記ニハ「治_三天下_一肆歲」トアリ。四歲ニテハ、戊申ノ年ハ、空位トナレバ、記ハ誤リナルベシ。推古天皇ノ在位ハ、癸丑ノ年ヨリ戊子ノ年マデ三十六年ナルヲ、記ニ「治_三天下_一參拾漆歲」トアルハ、崇峻天皇ノ崩年壬子ヨリ計ヘタルニヤ。菅氏ハ、「漆ハ陸ノ誤_リナラン」ト云ヘリ。

之ヲ要スルニ、安康天皇以下ノ十四朝ハ記紀撰著ノ時ヲ去ルコト遠カラザレバ年紀ノ差異モ甚少シ。但記ハ、一種ノ伝説ヲ其ノ儘ニ記シタルノミニシテ、殊ニ清寧顯宗仁賢武烈宣化欽明六帝ノ崩年ハ、皆闕ケテ考フベキ由ナキヲ、紀ハ各種ノ伝説ト記録トニ依リテ撰述シタレバ、其ノ詳備セル事ハ、記ニ愈レリ。且武烈繼體欽明以下諸帝紀ニ見ユル三韓ノ事蹟ニツキテモ、其ノ年紀ハ、大抵韓史ニ符合スレバ十四朝ノ年紀ハ、紀ニ從フヲ以テ安全トスベシ。

允恭天皇以前ノ年紀ハ、紀ノ儘ニテハ、信憑スベカラザレドモ、記ノ崩年干支、及ビ紀ノ記載ノ順

序、韓史ノ年紀等ニヨリテ考覈スレバ、応神以下五帝ノ年代ハ、大概推定スベキコト、上文ニ述ベタルガ如シ。

此ノ考ニヨリテ、仲哀天皇ノ崩年壬戌ヲ紀元千二十二年晋ノ穆帝永和十一年、百濟ノ近肖古王十年、卜定ムルトキハ応神天皇ハ今上ノ五十四世ノ祖ニマシクテ其ノ御生年ハ今上ノ御生年ヨリ千四百九十年前ニアレバ、平均一世二十八年弱ナリ。成務天皇以前ハ、時代モ益古クシテ、他書ノ参考スベキモノナケレバ唯記ノ崩年干支ニヨリテ算スルニ、崇神天皇ハ仲哀天皇ノ四世ノ祖ニマシクテ、其ノ崩年戊寅紀元九百十八年、魏ノ帝曹髦甘露三年ハ、成務天皇ノ崩年乙卯ノ九十七年前仲哀天皇ノ崩年壬戌ノ百四年前ニアレバ、垂仁景行成務三朝ノ平均年数ハ、毎朝三十三年、仲哀マデ四朝ノ平均年数ハ、二十六年ナリ。

崇神天皇以前ノ年代ニ至リテハ、推考ノ達シ得ベキ限りニ非ザレドモ、試ニ一世三十年ノ率ヲ以テ、之ヲ推シタランニハ、太祖神武天皇ハ、崇神天皇ノ九世ノ祖ニマシマセバ、崇神天皇マデ十世ノ年数ハ、三年計リモアルベクシテ、神武天皇ノ創業ハ、今ノ謂ハユル神武紀元第七世紀ノ上半ノ頃漢ノ元帝ノ頃、ナルベク、漢ノ哀帝ノ頃、漢ノ順帝ノ頃マデ、二当リ孝靈孝元開化崇神ノ四朝ハ、第九世紀ヨリ第十世紀ノ初メ、即紀元九百十八年戊寅ノ歳マデ漢ノ順帝ノ頃ヨリ魏帝ノ頃、曹髦ノ甘露三年マデ、二当レルナラン。コハ唯年代ノ概畧ヲ試ニ推シタルマデニテ、数代ノ中ニハ、長キ御世モ短キ御世モアル習ヒナレバ、数十年乃至百餘年ノ違ヒハ免レザルコトナリ。

カク推考シ来レバ第一章第五條ニ述ベタル、紀ノ年紀ノ差謬ノ由来ハ、解説ヲ待タズシテ、渙然ト水積シ、第四條ニ述ベタル、列聖ノ、六七十歳ヲ過ギテ皇長子ヲ生ミ給ヘリト云ヘル疑ヒモ、自ラ消滅シ、第六條ニ云ヘル、倭迹迹日百襲姫ノ命、大吉備津彦ノ命、稚武彦ノ命ノ子孫、並ニ秦漢ノ後裔ナドノ、法外ニ長寿ナルハ、年紀ノ延長ヨリシテ生ジタルコト、甚明カナリ。武内ノ宿禰ノ大臣スラモ、仮令長寿ナリトモ、百歳若クハ百餘歳ニ過ギズシテ、人生ニ例ナキ者ニハ非ズ。

スベテ此等ノ疑点ハ、古史ノ事實ヲ蔽ヒ晦マセル雲霧ニシテ、之ガ為ニ、記紀ニ記載セル祖宗ノ世系功德マデモ、人ノ疑惑ヲ免ル、能ハザルハ、イトモ歎カハシキ事ナルヲ紀ノ年紀ヲ離レ、此等ノ雲霧ヲ排ヒテ、仔細ニ觀察スル時ハ、上代ノ事跡ト雖、奇怪妖妄ノ談ノ外ハ、信ズベカヲザル理由アルコトナシ。英国人たいるる氏ノ言ニ「歴史ニ批評ヲ下スハ、之ヲ疑ハンガ為ニ非ズシテ、之ヲ信ゼンガ為ナリ。其ノ目的ハ、編者ノ誤謬ヲ発見センガ為ニアラズシテ、其ノ説ノ採ルベキモノ幾何アルカヲ確知センガ為ナリ」ト云ヘリ。余ガ、紀ノ允恭天皇以前ノ年紀ヲ採ラザルハ、即記紀ノ事跡ヲ信ゼンガ為ナリ。

天明年間、藤井貞幹ト云ヘル学者、衝口発ト云フ書ヲ著シテ、神代ノ諸神ハ皆韓人ナリト放言シタル論中ニ、神武天皇元年辛酉ハ、日本紀ノ年紀ヨリ六百年後ニシテ、漢宣帝神爵二年辛酉ナリト云ヒケルヲ、当今ノ史家ニハ、卓見ナリナド評スル人アル趣ナリ。サレドモ藤井氏ガ、カク年紀ヲ縮ムル

理由ハ、唯ニ須佐之男ノ命ヲ新羅ノ始祖ナリト思ヘルガ為ニシテ、他ニ憑拠アルニ非ズ。本居氏ノ鉗狂人ニ「日本紀の年紀を用ひずして、六百年違へりとする程のもの、辛酉とあるをば用ひたるは、いかに。かの元年の、かならず辛酉なるべきことは、何によりて知れるや。六百年を違へる物ならば、辛酉は、いよくおぼつかなき事ならずや。笑ふべし。さて論者の、かくの如く定めたる年紀も、又かの須佐之男ノ命を新羅王也といへると符合せず。いかにといふに、新羅の始祖元年は漢の五鳳元年にあたり、神武帝の元年は、その三年前の神爵二年にあたらむに、帝の後の曾祖父なる須佐之男ノ命、新羅王ならば、かの始祖元年より百餘年の前に有べし。いかゞ」ト云ヘル如ク、イカニモ膚浅ナル考ナリ。太祖元年ハ、何ノ年トモ定ムベキ由ナケレドモ、紀ノ年紀ニ數百年ノ延長アルコトハ、上文ノ諸証ニ依リテ、疑ヒナキ事ナレバ、見ン人、此ノ論ヲ以テ、衝口発ノ類トナ思ヒ混ヘソヨ。

又コノ年紀ノ推定ハ古史考究ノ必要ヨリ出デタル者ニシテ、神武紀元ノ公称ヲ改メントスルニハ非ズ。吉田東伍氏云「書紀々年は、我が帝国官民通用の大号なり。考定紀年は、我が歴史彼此参照の私称なり。」彼ノ基督誕生元年ナル者モ、近世史家ノ考究ニヨリテ、基督ノ真ニ生レタル年ヨリ四年ノ後ナルコトヲ発見シタレドモ、之ガ為ニ其ノ紀元ヲ改ムルコトナシ。況ンヤ太祖ノ創業六百餘年ノ後ニ繰リ下ゲタルハ、唯其ノ年代ノ概略ヲ推シタルノミニシテ、ソレト指スベキ年モ知レザル上ニ謂ハユル神武紀元ハ、明治六年十月ノ官令ヲ以テ定マレル者ナレバ、日本紀ノ年紀ヲ信ズル人モ信ぜ

ザル人モ、均シク通用スベキハ勿論ノ事ナリ。

(明治三十年八、十月、十二月「史学雑誌」第八編第八、一〇、一二号)

-
- 「上世年紀考」（『明治文學全集』第七七卷「明治史論集（一）」）。筑摩書房、一九六五年九月）所収。
 - 旧漢字は新漢字に改めたが、旧漢字の一部はそのままにした。
 - 本書記載の「紀元」は「神武紀元」すなわち西暦紀元に六六〇年を加えたものである。
 - PDF化にはL^AT_EX_{2 ϵ} でタイプセッティングを行い、dvi_{ps}pdfmxを使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiromeda/bbs>